

## 平成 29 年第 4 回にかほ市議会定例会会議録（第 2 号）

1、平成 29 年 6 月 14 日第 4 回にかほ市議会定例会がかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、本日の出席議員（ 18 名 ）

2 番	渡 部 幸 悦	3 番	佐々木 雄 太
4 番	佐々木 春 男	5 番	奥 山 収 三
6 番	伊 藤 知	7 番	伊 藤 竹 文
8 番	飯 尾 明 芳	9 番	市 川 雄 次
10 番	佐々木 弘 志	11 番	佐々木 平 嗣
12 番	小 川 正 文	13 番	伊 東 温 子
14 番	鈴 木 敏 男	15 番	佐々木 正 明
16 番	宮 崎 信 一	17 番	加 藤 照 美
18 番	佐 藤 元	19 番	佐 藤 文 昭

1、本日の欠席議員（ 1 名 ）

20 番 菊 地 衛

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	藤 谷 博 之	班長兼副主幹	加 藤 潤
主 事	土 井 絵里香		

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	齋 藤 光 正	総 務 部 長 (危機管理監)	佐 藤 正 春
財 務 部 長	佐 藤 次 博	市民福祉部長	齋 藤 隆
農林水産建設部長	佐 藤 均	商工観光部長 (地方創生政策監)	佐 藤 克 之
教 育 次 長	浅 利 均	ガス水道局長	小 松 幸 一
消防長・消防署長	本 間 徳 之	会 計 管 理 者	佐々木 善 博
総務部総務課長	佐 藤 喜 仁	企 画 課 長	佐々木 俊 哉
財 政 課 長	佐々木 俊 孝	会 計 課 長	加 藤 淳 子
生活環境課長	佐 藤 正 穂	福 祉 課 長	阿 部 聖 子
建 設 課 長	土 門 保	商工政策課長	齋 藤 和 幸

学校教育課長 木谷 玲子                      生涯学習課長 三浦 純  
文化財保護課長 齋藤 一樹

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第2号

平成29年6月14日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第2号に同じ

---

午前10時09分 開 会

●副議長（佐々木正明君） 本日は議長欠席のため、地方自治法第106条の規定により私が議長の職務を行います。

ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

初めに、6月12日に議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。9番市川雄次議員。

【議会運営委員長（9番市川雄次君）登壇】

●議会運営委員長（市川雄次君） おはようございます。

ただいま開会前に副議長よりお話がありましたが、先日の菊地議長の今6月定例議会を欠席する旨の報告を受けましたので、6月12日の日に本会議終了後、議会運営委員会を開催し、今会期中の議会運営について協議しております。その内容について報告をさせていただきます。

一つ目が議長の職務についてです。これについては、初日同様、今会期中は地方自治法第106条の規定により、議長の職務は引き続き副議長が行うことになります。

二つ目です。一般会計予算特別委員会についてです。一般会計予算特別委員会に関しましては、これまでも申し合わせにより委員長は副議長として、副委員長は各常任委員会の副委員長が輪番で務めることになっておりました。しかしながら、今会期中は副議長が議長の職務を行うことになるため、副議長は6月19日の本会議で設置予定の一般会計予算特別委員会の委員には加わらないということで協議をしております。また、これによりまして、今回設置予定の一般会計予算特別委員会の委員長については、これまでの輪番制を適用しながら教育民生常任委員会の副委員長を、一般会計予算特別委員会の副委員長には、産業建設常任委員会の副委員長をそれぞれ充てることとして協議が

まとまっております。

なお、副議長につきましては、一般会計予算特別委員会の委員に加わらないことから、小委員会におきましてもオブザーバーとして出席することになりますが、これについては総務常務委員会を先ほど開いております。その中で話し合いをして既に了承を得ておりますので御報告させていただきます。以上です。

●副議長（佐々木正明君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●副議長（佐々木正明君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長の報告に対する質疑を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

はじめに、3番佐々木雄太議員の一般質問を許します。3番。

【3番（佐々木雄太君）登壇】

●3番（佐々木雄太君） 改めましておはようございます。それでは、通告をしておりました通告に従いまして、私の一般質問を始めたいと思います。

まず最初に一つ目として、次期市長選挙出馬の意向についてであります。

昨年12月の定例会一般質問において、次期市長選挙に向けての市長自身の思いはと同様の質問をいたしました。市長の答弁は、現段階で4期目に挑戦するかどうかは決めていません。少し時間をかけながら、これまでの取り組みなどを自分なりに検証・評価しながら、後援会や支持者と相談をして結論を出したていきたいと思っているとの答弁でございました。前回の一般質問から半年がたち、次期市長選挙まで約4ヵ月であります。

以下の点について質問いたします。

①として、次期市長選挙への出馬の意向についてお伺いいたします。

②これまで3期12年にわたり市長自身が行ってきた市政運営の検証・評価をどのように分析されたのか。

この2点についてお伺いいたします。

●副議長（佐々木正明君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。今日からの一般質問、よろしくお願いをいたします。

それでは、佐々木雄太議員の御質問にお答えをいたしますが、はじめに次期市長選挙への出馬意向についてでございますけれども、質問の①、②合わせてお答えをさせていただきます。

私は初代のかほ市長として、これまで3期11年と7ヵ月にわたりまして、市民や議員の皆様方から御支援をいただきながらかほ市政を担ってまいりました。この間、市民との協働によるまちづくりを基本としながら、旧3町の特性などを生かし、また、ITバブルの崩壊やリーマンショックによる世界的同時不況、そして主要企業の生産体制の見直しによる急激な雇用情勢の悪化など、その

時々の厳しい社会情勢に対して全力を傾注して市政を前へと進めてきたつもりであります。また、象潟中学校や仁賀保中学校の建てかえ、熱回収施設の整備など大型の事業を実施しながら、さらに、にかほ市が今後進むべきまちづくりの基盤をソフト・ハード両面にわたって整備し、日沿道の整備など国・県の事業推進にも積極的に取り組んできたところであります。その一方で、様々な事業を実施しながらも、にかほ市の将来を見据えて、将来世代に過度の負担を残さないように行財政改革を進め、そしてそれで得た財源を財政調整基金への積み立てや、あるいは積極的に起債の繰上償還に努めながら財政基盤の強化に努めてきたところであります。また、企業誘致や既存企業の規模拡大支援による新たな雇用の創出、医療費の中学卒業までの完全無料化、保育料の保護者負担の大幅な軽減など、社会情勢などを踏まえながら支援策を強化してきたところであります。

こうした取り組みは、それなりに効果があったと考えておりますが、人口減少や少子化の流れを抑制するまでには至りませんでした。こうした人口の減少は、将来的にかかほ市の経済活動が縮小し、地域社会の活力低下につながる恐れがありますので、これまで整備してきたまちづくりの基盤を活用しながら、またさらに創意工夫を重ねて交流人口の拡大や産業振興による雇用機会の創出、そして定住・移住を高め、人口減少を抑制していくことが必要でございます。また、こうした課題は長期的な視点で取り組むことが大切でありますし、同時に公共施設の利活用と集約化なども、将来に向けてさらに安定した行政環境を確保するために取り組みをしなければならない大きな課題であります。

しかしながら、私の不徳のいたすところで軽い脳梗塞を患いまして、万全な健康状態とは言えない中で間もなく70歳を迎えます。こうした状況を踏まえて自問自答しながら熟慮を重ねてまいりましたが、前段で申し上げましたように、にかほ市が抱える課題に成果を上げていくためには長期的な視点で根気強く様々な施策を積み重ねていくことが必要であります。したがって、抱える課題に柔軟な発想と行動力、そして私とは異なる考え方でにかほ市の未来を切り開いていくことも非常に大切であると考え、10月下旬に行われるにかほ市長選挙には出馬せず、後進に道をゆだねたい、そのように考えております。

●副議長（佐々木正明君） 佐々木雄太議員。

●3番（佐々木雄太君） 市長から御答弁いただきました。市長御自身のお言葉で今、はっきりと引退宣言と申しますか、次期市長選挙には出馬しないというお言葉をちょうだいしました。私の質問した中でもですね、先ほど3期12年にわたり——まだ満了には至ってないんですけども、横山市長自身が取り組んでこられたこの市政運営の検証・評価というのをお聞きしましたけれども、御自身でその検証・評価をされた上で、反省と申しますか——反省という言葉はちょっとそぐわないかもしれませんが、やり残したことも踏まえて次期市長となる方に対して何か期待を寄せる点ありましたら、市長のお言葉でお聞かせ願います。

●副議長（佐々木正明君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 私の任期は11月の12日までですからまだ5ヵ月近くありますが、この間、精いっぱい行政運営に努めてまいりたいと、このように考えております。

出馬される方への期待ということですが、先ほど後段で申し上げました。人口減少の抑制、少子

化対策、あるいは将来的にも向かって安定した行政運営をできるような環境、これに全身全霊をかけて取り組む方が出てほしいなど、そのように考えております。

●副議長（佐々木正明君） 3番佐々木雄太議員。

●3番（佐々木雄太君） 任期まで——11月12日までまだ任期がございますので、引き続き任期満了までしっかりと市政のかじ取り役として任務に当たっていただきたいというふうに思います。

二つ目の質問に移りたいと思います。にかほ市の人口減少に対する取り組みについて伺います。

人口減少社会に突入している今日において、その課題への取り組みは、にかほ市においても最優先課題の一つと考えます。4月に同僚議員3名で飯豊町ふるさと定住いいですね条例を機軸にした取り組みについて、山形県飯豊町の視察に行ってきました。同条例は平成4年3月に制定されました。この条例には幾つかの特徴がありますが、一つに5ヵ年の時限条例としているところです。この条例が制定された契機は、平成2年に実施された国勢調査で年少人口と高齢者人口が逆転したことであります。この調査結果を鑑みて当時の町当局は、地域コミュニティの維持、伝統芸能の継承などが立ち行かなくなることを危惧し、若者の定住化と人口増加に取り組むために五つの奨励措置——これはUターン者等定住奨励、新規学卒者定住奨励、結婚祝い、出産祝い、セカンドライフ、この五つでありますけれども、この五つを規定した同条例を制定しました。5年を時限として制定した同条例は、ローリングによって見直しを図りながら現在は第7弾まで継続されています。同町の定住施策の取り組みは約25年前に始まっていますが、これまでの取り組みだけでは解決しきれなかった課題が今なおあるとのお話でした。その一つが、依然として高どまりをしている未婚率です。同町人口約7,400人に対し870人、率にして37.9%、これは二十歳から49歳の男女のうちの比率でありますけれども、この37.9%の住民が未婚ということになります。あわせて、社会減のみならず自然減が著しいといった、幾ら頑張っても乗り越えることのできない構造上の問題があることも明確になっています。しかしながら、合計特殊出生率が1.84と全国の値を上回り、政府が示している国民希望出生率1.80を超えていること。これまでの25年間の取り組みで100名を超えるI・Uターン者を生み出していることを見れば、決してこれまでの取り組みが間違っていなかったのだと思います。今回の視察で同町の取り組みに感じたことは、各課ごとの縦割りで進めがちな子育て支援策、定住施策、新規就農者支援策などを、一本の飯豊町ふるさと定住いいですね条例を軸として各課を横断させた連携によってまとめ、そして進めているところです。事業推進には、総務企画課総合政策室が当たり、3年から5年をめどに条例を見直すことによって新たな課題に対する対策をタイムリーに条例に反映させることができていることでもあります。

当然ながら本市においても、子育て支援策、移定・定住策、雇用対策などの施策事業があります。その一つ一つをとれば決して他の自治体にひけをとらない、むしろそれ以上に先進的であると思います。しかし、なぜ本市でのその成果があらわれていないのか。対策を始めたばかり、あるいは雇用先などの課題もあるでしょう。私はこれまでも、それぞれの政策や事業、そしてそれらを実行する各課や職員が、飯豊町のように人口減少対策としての同じ方向を向いていない、横断したつながりになっていないのではないのかという漠然とした印象を抱えてきましたが、今回の視察でそのこと

を明確に認識したところであります。各施策を実行しているときに生じる課題こそが大切なのであり、一つ一つの事業をつなげることで、それが全体の課題として共有されて初めて革新的かつ斬新なアイデアが生まれ、なおかつ成果の果実もより大きなものになるのではないかと思います。

以下について質問いたします。

平成27年11月に策定された本市人口ビジョンの平成27年時点での目標人口は、2万6,370人であり、しかしながら、同年の国勢調査の結果を見ますと、2万5,324人となり、既に約1,000人下回ってのスタートです。市長は、人口減に歯止めをかけることはできないが、ある程度人数が減った段階で、これで歯止めをかけていくことが必要だ、大切だ。また、減少のスピードを緩やかにするために新たな施策を検討していきたいと述べていますが、目標との差異を埋めるには当然ながら現在の目標値から上積みをしなければ、最終的には目標値を未達という結果になります。長期的な計画ではありますが、市長が市が抱える最も大きな課題であると言われるこの人口減少にどう取り組まれていくのか、改めて市長のお考えをお伺いいたします。

●副議長（佐々木正明君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、人口減少に対する取り組みについてでございますけれども、平成22年国勢調査では、にかほ市の人口が2万7,544人、合併した当初3万人以上ということですが、実際は3万人はいなかったんです。あれから何年——国勢調査を行ってから何年かたってましたので、おらなかったわけですが、2万7,544人でありましたが、平成27年の国勢調査では2万5,324人と、5年間で約2,000人減少しております。

人口減少については、出生数が死亡数を下回る自然減、転入が転出者を下回る社会減がありますけれども、自然減では未婚率の上昇や晩婚化による出生数の低下、社会減では進学や就職による若者の市外流出が主な原因となっております。ただ議員の質問の中で——飯豊町か、飯豊町のやつで、20歳から49歳まで未婚率が37.9の中で合計出生率が1.84という形のものが、どうなればこういうふうにしてなるのかなって、この数字が本当かなってちょっと疑問を持ちました。残念ながら、うちの方は今特殊出生率は1.49です。これは1.8まで——ある程度の期間で1.8まで伸ばそうという目標は立てております。合計特殊出生率は2.07にならないと人口が安定しないと言われておりますので、まずはそれに向かってこれから取り組みをしなければなりませんけれども、例えば平成27年の住基で私調べてみました。調べてみたら、人口減少数はマイナス436人。その中で自然減、これが生まれる子どもさんよりも亡くなる方が多いということで242人の減。それから、社会動態では194人。この社会動態の中でですね、平成15年当時は社会減の差が、転出超過が13人ほどしかいなかったんです。これが194まで増えている。ですから、これが今の段階では自然減はなかなか解決することはできませんけれども、社会減、この中の取り組みを強化していくとことが私は必要だと考えております。

これらの現状を踏まえまして、平成27年11月に策定したにかほ市まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、自然減の改善、これは当然取り組みをしていかなければなりません、社会減の縮小、これに力を入れていきたいと考えております。自然減の改善については、当然ながら若者の出

会い、結婚から妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない施策の充実を図り、希望する人数の子どもをもてるような支援を強化する必要があることから、総合戦略の基本目標第3になりますが、少子化対策を位置づけて、独身男女のめぐりあい事業への支援、不妊・不育症治療の助成——市に対する助成、これも結構、それほど大きい数ではないけれども、不妊治療した方が確か平成27年度は10人近く生まれてます。今年に入ってはまだ2人しか生まれておりませんが、そうした形のものの効果も出ているわけです。それから、すこやか子だから祝金、中学生までの医療費の無料化や第2子以降の保育料の無料化など、幅広く現在事業を実施しているところであります。また、社会減の縮小については、進学や就職による若者の市外流出を抑制するために総合戦略の基本目標1、産業振興による仕事づくりを位置づけまして、各産業の競争力を強化し、新たな雇用創出に向けて、製造業においては設備投資に対する支援も行っておりますし、また、農業においては新規就農者の確保・育成のための青年就農給付金事業なども行っているところでございます。また、にかほ市内への移住・Uターン、若者市内定着の促進に向けて、基本目標2、移住・定住対策を位置づけまして、都市圏での移住フェア等の開催、高校生向けに地元企業をPRする取り組みや在職者向けの各種研修等、多方面から施策を講じているところでございます。

また、各種の施策の計画・立案及び実施に当たっては、常に横の連携をとりながら取り組みするよう部長会議などで指示しておりますが、総合戦略の具現化についても、全庁的な課題共有を図り推進の方向性を一つにするために、昨年5月に地方創生政策監を議長として全課長級46人で構成するふるさと創造会議を設置しております。昨年度は総合戦略に即した新たな事業提案として、全体会で2回、それから四つの部会で延べ10回の会議を開催いたしまして、課の枠を超えて意見提案なども行っております。また、この際出された提案をもとに、移住やUターン事業についても、市役所の各課のみならず農林水産業、商工業、各団体とも課題を共有し推進するために、仮称移住・Uターン推進機構の来年度設置に向けて今準備を進めているところであります。また、本年度のふるさと創生会議では、若者や子育て世代の市内定着やUターンの拡大を図るために、各課の既存企業に加え、新たな助成制度の創設に向けてそれぞれ提案を持ち寄りながらいろいろと横断的な議論を進めているところでございます。今年になっても2回ほど会議を開催しておりますけれども、先ほど申し上げましたように新たな施策、これは当然施策を講ずる上においては、3年でやめます、こういう施策は私はだめです。ですから長期的な施策を展開していくためにも、やはりそこには財源というものが伴いますので、そのあたりも十分検討しながら新たな施策もつくり上げていきたいと思っております。

なお、平成22年度以降現在まで、定住奨励金による支援や移住相談等何らかのかかわりもち移住された方は34世帯、92人で、特に平成26年から平成28年の3年間、このふるさと創生的なものが始まってからですけれども、20世帯、59人、そのうち子どもが22人、にかほ市に移住しておりますので、今取り組んでいる施策は少しずつではありますが効果があらわれているものと、そのように考えております。

今後は第2にかほ市総合発展計画に基づく事業実施に向けて、市役所内での横断的な取り組みはもちろんです、民間の各団体や企業とも人口減少を最重要課題としての共通認識を図りながら、

オールにかほ態勢でさらなる取り組みが必要であると、そのように考えております。

●副議長（佐々木正明君） 3番佐々木雄太議員。

●3番（佐々木雄太君） 御答弁をいただきました。この人口減少対策については、昨日開会した秋田県議会第1回定例会においてもですね、佐竹秋田県知事もこの人口減少対策に触れておられて、市町村や産業界、教育界など、ともに人口減少への危機感と地方創生の意義を共有しながら、克服に向け一丸となって取り組むと決意を述べておりましたし、また、昨今のニュースでは、市長も十分御存じかと思えますけれども、議会消滅の可能性ということですね、高知県大川村の村民会議のニュースも取り上げておりました。離島を除けば日本一人の少ない村ということですね、2年後の村議会議員選挙で候補者が足りなくなるという可能性がある。で、村民会議というものを検討を始めたというんですけれども、この村民会議というのは村の議会を廃止して住民が直接政治にかかわる仕組みづくりでありますけれども、同じ日本国の中の地方においてですね、こういった現象が今起きているということです。私このニュースを見て、人ごとではないなと感じておりました。

市長、今御答弁いただいた中で、にかほ市も様々な施策を打っているというふうな御答弁いただきましたけれども、その成果についても着実に見えてきているというふうな御答弁ではありましたけれども、この飯豊町さんでの視察に行った取り組みも一つ参考にしながら、この全市、市役所全体で取り組んでいくというふうなその仕組みづくり——今現在やられてるとはおっしゃいましたけれども、これやはり最重要課題だと市長が掲げているとおりにですね、ぜひ全市役所、オールにかほ態勢で今後も引き続き取り組んでいっていただきたいというふうに思います。

市長ちょっとお聞きしたいのが、先ほど全課長46人でふるさと創造会議というものを結成して話し合いの場を設けられているというふうに聞いておりましたし、来年度に向けて新たな施策を打っていく、今具体的な話も聞きましたけれども、そのほかに具体的に課長級で組織されているふるさと創造会議の中でですね、取り上げられてる問題点とか今後の課題というものを課長さん方のように捉えておるのか、その内容御存じでしたらお答え願います。

●副議長（佐々木正明君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 創造会議ではどのような話になっているのかは議長担当の政策監から答弁させますけれども、私はやっぱり先ほど申し上げましたように、財源が伴うものがいっぱいあります。財源が伴うものが。ですから、例えば一つ奨学金の問題ととってもですね、私、この前、知事と市町村の政策会議でも知事に言いました。県が今、奨学金の助成を今年から3年間やると。これは13万5,000円を3年間やるというんだけど、それは財源はふるさと創生の交付金を活用しての支援。こういう支援っていうのは、やはりまずいのではないかと。私はこういう施策については、長期的な視点で取り組む施策ではないかと、こういう話をしました。それに対して知事としては、そのような考え方で進めるという話がありましたが、私はやっぱり奨学金、これをここに定着した場合は、奨学金をやはりある程度減免していくと。来年度からは国の奨学金免除の施策が始まりますが、あれは該当するのは各高校に1人該当するかしないかぐらいのレベルだそうです。ですから、まずないものとして考えなければなりません。そういうことあります。それから、いや私は奨学金は借りてませんと。借りていないので、それでもここに定着した場合には、例えば親御さんと同居するから

部屋を改造すると。そういうものの助成はできないか。それから、例えば高校卒業して都会に出ないでにかほ市に定着した場合は、例えば幾らでもいいから定住祝い金みたいなものをできないものかと。こういうことも私からの話の中で議論していただいておりますが、やはり移住・定住を高めるためには、やはりある程度もう少し充実した支援策が必要ではないかなと、私もそのように考えておりますので、会議の状況については政策監からお答えをさせます。

●副議長（佐々木正明君） 答弁。

●商工観光部長（地方創生政策監）（佐藤克之君） それでは、平成28年度のふるさと創造会議の開催実績とその内容についてお話ししたいと思います。

第1回の全体会については5月30日に行っておりまして、最後の会議、第2の全体会では10月4日というふうなことで会議を行っております。その中でそれぞれ分科会がございまして、その中で厳選をして三つぐらいの事業を全体会で考えるというか、施策を練るというふうなことでございました。一つは今お話にありました、にかほ市移住・Uターンの推進機構の創設でございます。それから婚活事業ということで、いろいろ案を出しております。それから、もう一つは農業振興事業ということで、いろんな6次産業化のものや耕作放棄地の課題等あります。細かいものにつきましては、廃校舎の利活用の問題とか、あとは観光に対してはジオパークと連携した観光をどのようにして行っていくかというふうなことで、いろいろと議題を挙げて話しておりますが、実際実現するには少し時間がかかるというふうなことで、今それぞれの課で検討中でございます。以上です。

●副議長（佐々木正明君） 3番佐々木雄太議員。

●3番（佐々木雄太君） 今御答弁いただいた中にも、空き校舎の利活用に関しても話が出たということで、次の質問に私ちょうど質問しますので、その点に関してももし答えられることがありましたお聞きしたいなというふうに思います。

いずれにせよ、この地方で今抱える人口減少問題だけではないんですけれども、まずは人口減少問題というのは、今、各地方が抱える大きな問題でございます。先ほどからいろんな施策を練っているとおっしゃっていますし、移住・定住策も講じているというけれども、自治体同士の今争いになってますから、これ時間がございませぬ。市長もおっしゃるようになりますね、長期的なスパンで考えていかなければいけない問題ではありますけれども、これ20年、30年だけの時間軸だけじゃなくてですね、次世代へつなげる、そういった本当の超長期的なスパンで考えなければいけない施策もかなりあると思うんですよ。なので、皆さん、私はちょっとこう危機感とかスピード感が正直今のかほ市の態勢には足りない、私正直に思いますので、いずれ我々世代がこれを今転換期の一つとして捉えるならば、我々世代が今かぶらなければいけない問題というのはかなりあると思います。しかし、その覚悟をもって今これ取り組んでいかなければ、本当にきれいごとなしでは次世代につなげるにかほ市なんていうのは、これは絶対生まれないわけで、きちんとスピード感を持って取り組んでいっていただきたいということを申し添えておきたいと思っております。

続きまして、次の質問に移りたいと思っております。3番目、旧小出小学校の利活用についてでございます。

旧小出小学校が平成27年3月に閉校してから、早いもので2年が経過しました。これまで旧小出小

学校校舎の利活用には、私も含めて同僚議員からも何度も一般質問をしてきました。また、昨年12月の定例会では、旧小出小学校校舎の借り入れに関する請願書も提出され、教育民生常任委員会では所管事務調査を行うなど、多くの時間を費やして議論をしています。この請願は結果的には不採択ということになりましたが、その理由の一つは、市が平成28年度中に作成する公共施設等総合管理計画で公共施設の今後のあり方を検討していく考えであるというものでありました。そして既にその管理計画は作成済みであって、今年度中に方針を検討すると計画されています。さらに我々教育民生常任委員会において、遊休財産の利活用等の条例を早急に整備し、公募等により公平性を図りながら窓口を広げるよう、当局に意見を述べていたところでございます。

平成27年11月に作成された本市人口ビジョンによれば、小出地区の人口は平成22年の1,512人から平成72年には865人となり、今後半世紀で57.2%まで減少する推移の見通しです。本市の各地域に比べ大きく落ち込む見込みでございます。この件は既に数年にわたり議論されており、これまでも市においても様々な取り組みを模索してきているとの説明であります。解決策がないまま時間が過ぎてしまっているのが現状です。旧小出小学校の利活用は、小出地区のつながり、そして本市のこれからの施設や地域資源の活用など、活性化の貴重な先行事例の取り組みでありますので、この課題について改めて現在の市長の考えをお伺いいたします。

●副議長（佐々木正明君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） まず小出小学校の利活用、この答弁をする前に、これも議員の方に説明しておりますが、今ある公共施設242施設を老朽化したからこれを建てかえたり、あるいは改修したりして将来につなげていくということは、財政的な面から見ても無理です。このあたりは、よく議員の皆様方からも考えていただきたい。ですからその上での答弁となりますけれども、先ほど佐々木議員がお答えのように、小出小学校の利活用については、総合戦略の計画期間で実施するというところで、平成32年度まで5年間検討を加えていくというふうなお答えをこれまでの議員の御質問にお答えをしてきたところでございますが、庁内で今、推進チーム——この公共施設等総合管理計画をどういう形で進めていくか、庁内で今、推進チームをつくろうとしております。そしてその推進チームの中で、いろいろな242の施設をいろいろどうするか、これは改めて議論していかなければなりません。公共施設等総合管理計画の中では、40年間で現在ある施設の床面積を30%以上削減しようというふうな計画をしておりますので、これをやはりどういう形で削減していくか、当然ながら考えていかなければなりません。こうした中において、旧小出小学校の利活用をどう具体化していくか、いろいろ検討をしまいましたが、今度は、平成30年4月以降は、象潟地区の三つの小学校統合しますと二つ空き校舎が出ることとなります。小出小学校だけの課題ではないこととなります。一つの例ですけれども、今にかほ市が抱えている課題の一つとして、旧7ヵ町村時代からの行政資料やあるいは古文書、その他いろいろなものがたくさんあります。これは各庁舎の書庫、あるいは車庫の限られたスペースとか倉庫に、置き去りってちょっと言葉悪いんですが、そういう状況にありますので、こうした行政資料を将来につながるような形の中で整理して、どっかに整備していくことが必要でないか。この形のものもひとつ小出小学校のひとつの案として検討していると

ころであります。今、再任用した職員の方から、今、各庁舎のそういう資料、書類を分類していただいておりますが、最近では大仙市で公文書資料館というものをつくりましたが、これからあそこも視察しながら、どういうものができるのか、こういうことも検討していかなければなりませんし、それにコミュニティ活動という中での施設も併設する方法があるのではないかと。当然そういう形にすると、その施設の管理についてもその地域で管理できるような体制、例えば資料を整理した中にコーヒーでも飲めるような、雑談できるようなスペースを確保しながらその施設を管理していただくということも一つの方法と考えておりますが、いずれにしても推進チームで検討してまいります。当然ながらこれをどうするかという形の中でいくと、市民による委員会もつくらなければなりません。市民による。これは個別の公共施設もありますが、全体としてどういう形で進めていくのか、このあたりを市民の皆様方からも意見を聞く場面が必要だと考えております。したがって、そういう委員会等を組織しながら議論をいただいて、ある程度計画をまとめて議会の方に示すこととなりますが、まだどの時点で示すことができるのかどうか分かりませんが、少なくとも平成32年までは最終年次としてお答えしておりますので、それまではいろいろ議論を重ねて、小出小学校のみならず上郷小学校、それから上浜小学校もどうするのか、こういうところも含めながら総合的に空き校舎の利活用について検討してまいりたいと思っております。

●副議長（佐々木正明君） 3番佐々木雄太議員。

●3番（佐々木雄太君） 市長あれですね、今までも再三ですね、平成30年に象潟地区も一つの小学校に統合して二つの校舎が空き校舎になるということは、再三申し上げてきました。だからこそ、小出小学校の利活用に関して早急に市としての考えを示してくださいというふうなお願いを再三してきました。市長おっしゃるように平成30年からまた新たな校舎が二つ加わるわけですから、ですからそのスピード感が足りないとは私は言いたいですよ。今までさんざん申し上げてきたじゃないですか。で、先ほど私も言いましたように、12月定例会の時点で我々教育民生常任委員会から意見を述べさせていただきました。遊休財産の利活用等の条例を早急に整備し、公募等により公平性を図りながら窓口を広げていくよう当局に要望しましたけれども、この点について12月議会以降、当局の方で何か話し合いはされましたか。

●副議長（佐々木正明君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） スピード感が足りないという話ですが、そう簡単に利活用について結論を出せるような状態では私はないと思います。佐々木議員がお話のように、じゃあ民間に開放しようというって民間に開放した場合に、果たしてその地域の皆さんが理解を得るのかどうか、民間に開放しただけで。ていうのは、今まではその地域のコミュニティをどう維持していくか、それを学校がなくなることによってコミュニティが崩壊するような話でしたので、やはり学校をコミュニティが活動するような場、その地域が活動の場として使えるような施設も当然検討していかなければなりませんので、やはりある程度これは時間はかかると思います。はい、こういう利用がありますから、じゃあそこに全部、校舎の中にその形を入れていいのかどうか。これは当然、その地域の皆さんからの意見も聞きなければなりません。私は賛成、この前の陳情来た形のもの、私は残念ながら地域の皆さんからは大筋合意できるものではないと思います。やっぱり利活用の形としては、これ

は私は違うと思うんです。ですから、このあたりをよく踏まえながらやらなければならないということで、スピード感は欠けるというふうなお話ありますけれども、できるだけこれから利活用のあり方を進めていきたいと思いますが、条例化についても、ここでは五城目さんですかね、五城目さんが条例化していますが、このあたりも勉強したい。果たして条例化して、マスコミで結構取り上げられてますけれどもね、それだけ活用、空き校舎が活用されておるのか。このあたりもよく現状を見ながらですね、条例の制定の必要性、そういうことも深めながら検討していきたいと思ってます。

●副議長（佐々木正明君） 3番佐々木雄太議員。

●3番（佐々木雄太君） 時間がかかることは十分私も承知しております、この利活用に関して。ですから、閉校してからもう2年がたちました。閉校する前から小出小学校の利活用の問題というのは問題視されてましたよね。ですから、先ほどの話の繰り返しになりますけれども、もう平成30年からはもう二つの校舎も加わるということももう分かってるわけですから、きちんとこれ、当局の方でもしっかりと、はっきりいってもうスピード感が足りないとはもう思います。で、先ほど市長の口からもありました五城目の馬場目ベースの活用に関してでもですね、やっぱりああいった形で地域活性化の起爆剤となって、ひとつ事例としてもひとつの地域活性化の拠点としてですね先行事例ありますので、ぜひそういったところもこう当局の方でも検討していただきながら、それから、先ほどありました、市長おっしゃいました推進チームっていうのは、どういったメンバーで、いつ頃結成して、いつ頃まで検討の結果を出すのか。それから、先ほど部長の答弁にありました、ふるさと創造会議の中でのこの校舎の利活用に関しても話が出ているというふうにありましたけれども、その点も具体的にお聞かせ願えればなというふうに思います。

●副議長（佐々木正明君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 私は、その空き校舎の利活用については、学校が空いたから行政で何とかせという形では私はなかなか難しいんだと思います。ですから、地域でこういうふうにして我々もやると。だから行政で、この部分についてはこういう利活用をしてほしいというふうな話であれば、それなりの議論は深めることはできますが、ただ校舎が空いたからコミュニティが崩壊するから行政で何とかせというだけでは、私は違う話だと思います。その地域でどういう利活用をして、この地域を活性化していくのか、このあたりがない中で行政で何とかせ、こういうことも私はちょっと違うんじゃないかなと思います。ですから、このあたりも議論も深めて、地域の皆さんとの議論も深めて、特に自治会長さん方と議論を深めながら利活用について検討していきたいと思っております。

推進チームについては、担当の部長からお答えをさせます。

●副議長（佐々木正明君） 答弁、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正春君） 推進チームでございますが、副市長を委員長としまして、公共施設にかかわる部課長を中心に6月中に結成したいと思っております。以上でございます。

●副議長（佐々木正明君） ふるさと創造会議については、佐藤商工観光部長。

●商工観光部長（地方創生政策監）（佐藤克之君） そうすれば、会議の内容についてのお話ししますけれども、これはあくまでも発案ということで、実際にどうのこうのというふうなことではござ

いませんけれども、どういうふうなものにしたらいいのかというふうなアイデアとしましてはですね、芸術家に対してのアトリエの場の提供とかですね、あと就農移住希望者を対象とした農業塾の拠点、それからですね、移住者ですね体験施設としての移住者の居住地といたしますか、そういうふうなことの活用等々、一応話としては発案として出ております。

●副議長（佐々木正明君） 3番佐々木雄太議員。

●3番（佐々木雄太君） 部長すいません、推進チームの件だったんですけども、6月中に副市長をトップとして立ち上げて、いつ頃までこの結果というか、を出すつもりでいるのでしょうか。

●副議長（佐々木正明君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正春君） ただいまの御質問でございますが、先ほど市長も申し上げましたが、それと同時にというか、その後に市民会議も立ち上げたいと思っております。有識者や市民、あるいは公募の市民、あるいは各種団体などからの市民会議も立ち上げながら、双方向で話し合いながらいきますので、現在のところいつまでとは結論は申し上げられませんが、できる限り早い段階では案を議会に対して示していきたいと思っております。できましたら、今年度はなかなか難しいと思いますので、来年度中には何とか示していきたい、このように考えております。以上でございます。

●副議長（佐々木正明君） 市長。

●市長（横山忠長君） 少し補足しますが、やはり242の施設を全てやるんじゃなくて、例えば今の学校、小学校の空き校舎、あるいは今三つある庁舎、この分庁方式をどうするのか、このあたりを最重要課題として特定して、最初はこういう形で取り組むことが必要ではないかなというようにして考えてます。

●副議長（佐々木正明君） 3番佐々木雄太議員。

●3番（佐々木雄太君） 市長確認ですけれども、ごめんなさい、今市長に確認。これはあくまでも推進チームというのは、今市長がおっしゃってるように空き校舎ないしは三庁舎に関してもう的を絞るといふ、そういう推進チームでよろしかったですか。

●副議長（佐々木正明君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 全体的な議論も少しやらなければならないと思いますが、242の施設をやっつては、いつなってもこれ時間的にできない話ですので、これ40年間の計画ですからね。できない話ですので、私はその242の施設の中から施設を絞ってですね議論すべきだと私は思ってます。

●3番（佐々木雄太君） 終わります。

●副議長（佐々木正明君） これで3番佐々木雄太議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。午前11時5分から再開します。

午前11時00分 休 憩

---

午前11時05分 再 開

●副議長（佐々木正明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番鈴木敏男議員の一般質問を許します。14番鈴木敏男議員。

【14番（鈴木敏男君）登壇】

●14番（鈴木敏男君） 14番の鈴木敏男です。先ほどの次期の市長選にかける市長のお話、また、昨日の秋田魁新報の第1面の「横山にかほ市長引退」、この記事には大変驚きました。恐らく市民の皆さんも同様に驚いたのではなかったのかなというふうに思うわけであります。私も、この次期の市長選については質問項目の3番目に通告してございますので、後でいろいろと質問させていただきます。今日は三つの質問を携えてきましたので、答弁をお願いいたします。

一つ目に、まず初めに、本市における危険な空き家、本市では特定されているのかどうか分かりませんが、いわゆる特定空き家等に対する対応について伺いをいたします。

私はこれまでも、問題になっている空き家の実態や対応等について、平成26年の12月並びに平成27年3月に一般質問を行い、また、平成28年3月のかほ市空家等の適正管理に関する条例制定に当たっては、議案質疑を行っています。特に平成27年3月には、今回と同様に、危険とみなされる空家対策を伺ったところであります。今日はそれらを踏まえて、再度空き家に関しての質問であります。

平成25年の総務省のデータを見ますと、全国での空き家の総数は約820万戸とあります。この総数から見れば、空き家率というのは13.5%のようであります。ちなみに本市にあっては、この3月に、また今定例会で配付されておりますにかほ市空家等対策計画で示されているものを拝見しますと、空き家は平成25年にあっては1,290戸、空き家率では12.8%、こういうふうにあります。この数字は以前に伺った数字とは大きな開きがあるようでありますけれども、いずれ全国的には、また本市にあっては空き家は増加の傾向にあるようであります。

空き家は景観上はもちろんでありますけれども、ごみの不法投棄のたまり場になったり、放火や不法侵入などの犯罪の温床も懸念されたり、しかも万が一地震など災害が発生した場合は崩壊して避難通路をふさいだりと、周辺住民にとっては空き家は恐怖そのものだとも言えます。

そのようなことを背景に、平成26年11月、空家等対策の推進に関する特別措置法が公布されました。また、これを踏まえて本市においては、先ほど言いましたけれども平成28年3月に、にかほ市空家等の適正に関する条例を制定し、空き家に関しての市民に周知を図っているところであります。そして本年3月には、にかほ市空家等対策計画、このときは案ということでございましたけれども、これを示され、空き家対策を具体化しようとしているところであります。しかしながら、空き家の中には極めて危険と思われるようなものもあり、したがって対応を急がなければならない空き家等も見受けられます。

そこで、以下、本市の実態と今後の対応について伺います。

(1)平成25年の本市の空き家等実態調査では、106地区414戸、こういうような答弁をいただいておりますけれども、その後の空き家等における動向を把握されておりますか。

●副議長（佐々木正明君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、鈴木敏男議員の御質問にお答えをいたしますが、(1)並びに(2)

については担当の部長からお答えをさせます。

●副議長（佐々木正明君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤隆君） それでは、私の方からお答えさせていただきます。

(1)のその後の空き家等における動向でございますが、平成25年に自治会等を通じて空き家等の実態調査を実施したところ、106地区から空き家戸数414戸と報告を受けております。その後も定期的な実態調査は実施しておりませんが、自治会長や市民からの情報で、例えばこの家が空き家になったとか、あるいはこの家空き家だったけれども解体されたとかといった情報があったときは、市の担当職員が現場を確認し、その平成25年の調査データを加除しております。その結果、平成29年3月末では空き家戸数391戸と推計しております。

●副議長（佐々木正明君） 14番鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 平成25年以降については詳細な実態調査は行われていない、こういうふうな話ではありますが、いろんな情報から得て、平成29年には391戸ということですので、前回から報告を受けた数値から見ますと、いささか減っている、こういうふうに理解するわけであります。

本市のこの空き家——まだ詳しいデータとかとっていないかもしれませんが、本市のこの空き家、今391戸という話でありましたけれども、この空き家になったこの要因というものをつかんでおられるのでしょうか。

●副議長（佐々木正明君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤隆君） 要因までの調査はしておりませんが、先ほど申しましたように自治会長や市民からの情報で、こういった家が空き家になったとかいった情報を積極的に受けているわけではなくて、あったときにデータを整理しているというだけでございます。

●副議長（佐々木正明君） 14番鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） この空き家に関しては、先ほど話ししましたけれども条例も制定してます。その条例を見ますと、その空き家については助言あるいは指導・勧告、このようなことを行うというようになっておりますけれども、この391戸に対してはこういった措置があったのかどうか、その辺をお尋ねいたします。

●副議長（佐々木正明君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤隆君） これまで助言・指導あったのかということでございますが、平成25年度当初414戸ありました。この414戸全てに助言・指導したわけではございません。その中で、(2)の質問と関連しますけれども、危険と思われる空き家等については助言・指導を繰り返し年3回程度の通知はしているところでございます。

●副議長（佐々木正明君） 14番鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） それでは、次の質問に入りますけれども、この空き家等においては極めて危険と思われるようなもの、本市ではそういったものを特定空き家として認定するというふうな、こういう条例がこうあるわけではありますが、この391戸、この空き家は、つまり特定空き家というふうなこういう位置づけであるのかどうかお尋ねします。

●副議長（佐々木正明君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤隆君） それでは、(2)の極めて危険と思われるような空き家についてでございますが、平成25年の実態調査では、空き家戸数414戸のうち危険とみなされる空き家は77戸という結果でした。先ほど申し上げましたように、その後、自治会長や市民等からの情報によりデータを加除しております。その結果、危険とみなしている空き家は平成29年3月末で41戸と推定しております。しかし、この危険とみなされる空き家と判断したのは、目視により建物の一部が飛散する恐れがあるとか、あるいは倒壊する恐れがあるとか、市独自で判断したものでありまして、法にのっとった特定空き家等とは判断基準が違います。空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項では、特定空き家等について定義づけしております。それによりますと、特定空き家等とは、一つとして、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態、または二つとして、著しく衛生上有害となる恐れのある状態、三つとして、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、四つとして、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態の4項目が定義づけられております。この4項目を総合的に判断して、にかほ市空家等の適正管理に関する条例第9条によりまして、市で特定空き家等に認定することになりますが、認定に当たっては、学識経験者や地域住民の代表などで構成するにかほ市空家等対策協議会や、市の職員で構成するにかほ市空家等対策検討委員会で、特定空き家等に該当するかどうかを協議し判断してまいりたいと考えております。

なお、お配りしたにかほ市空家等対策計画に基づきまして、今年度中に空き家の実態調査を再度実施する予定でございます。調査は前回、平成25年に実施したように自治会長等を通じて行ってまいりたいと考えておりまして、その旨は去る5月31日開催の行政懇談会で伝達済みであります。いずれ、この実態調査の結果をもとに空き家等の状況を再度把握し整理した上で、その中で特定空き家等に該当するかどうかについては対策協議会や検討委員会などで協議しながら判断してまいりたいと考えております。

●副議長（佐々木正明君） 14番鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 今詳しい話がありましたけれども、この空家対策計画と、これを拝見しますと、今話ありましたけれども危険とみなされる空き家は77戸。ただ、その後、所有者が分かって適正な措置を促したところ、修繕や解体を行ってもらって平成28年には44戸に減少したというふうに記述されています。

それではあれですね、先ほどは空き家を目視して、目で見て判断すると、こういう話もありましたけれども、77戸のうち44戸が減少したということになれば、残り33戸なわけですが、この状況はどういうような状態でしょうか。

●副議長（佐々木正明君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤隆君） 鈴木議員44戸と申し上げたのは、計画書に載ってある平成28年中の44戸でございますが、先ほど答弁で平成29年3月末では41戸となっております。そしてですね、77戸から41戸になったわけでございますが、41戸の内訳として、所有者あるいは管理者を確認している戸数としては33戸、41戸のうち33戸は確認して通知、あるいは電話連絡とれる方については電話にて助言・指導、あるいは相談とかですね行っております。41戸のうち残り8戸については、所有者・

管理者を確認できない状態。要するに相続を全員放棄したとか、あるいは行方不明になっているとかいうことで確認をとれていないという状態で、現在交渉が停滞しているというような状態になっている方が8件います。

●副議長（佐々木正明君） 14番鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 先ほど、にかほ市空家等の適正管理に関する条例、この中で特定空き家、この話がありました。私も見ています。一応この四つのこの状態に至ったときは特定空き家にする、こういうようでありますけれども、現在そうすればにかほ市内では、この特定空き家というものはないということによろしいですね。

●副議長（佐々木正明君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤隆君） 今のところございません。いずれ協議会や検討委員会と協議しながら、認定に当たっては判断していきたいと考えております。

●副議長（佐々木正明君） 14番鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 先ほどの空き家の中で、所有者が分からないのが、不明なのが8戸と言いましたかね。8戸というようなことでありました。先ほど申しあげました措置法では、いろんな権限を市町村に与えているわけであります。その中で、例えば税情報から把握してもいいよ、こういうこともありますし、調査員ということで立ち行ってもいい、こういうような条文なわけです。そうすれば、そういうことを駆使しても8名の方の所有は分からなかった、こういうことによろしいんでしょうか。

●副議長（佐々木正明君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤隆君） 危険とみなされる空き家について、8件も含めて登記上の建物の所有者等は登記簿等で確認しております。登記されてない建物についても、土地の所有者についても登記簿で所有者は確認をしております。

●副議長（佐々木正明君） 14番鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 自治体において8戸というのは大きい数字なのかは分かりませんが、例えばですね、こういった所有者が分からない、こういった空き家から例えば出火したということになり、で、それが原因で類焼したと——周辺の家屋が類焼したということになれば、これはどういうふうなことになるんでしょう。この責任の所在がどうなのか。

●副議長（佐々木正明君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤隆君） 建物の管理として個人の財産というのが原則あります。放火したときの責任云々についてはまでは調べておりませんので、ちょっとこの場ではお答えできません。

●副議長（佐々木正明君） 14番鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） それからですね、私実際に目にしたわけですが、火災でなくても、その空き家から例えば樹木が伸びて隣のうちまで侵入してる、こういったことを私、目にしました。こういった状態のときは、この隣接のこのうちでそういったものを伐採してもいいのかどうか、その辺はいかがでしょう。

●副議長（佐々木正明君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤隆君） あくまでも個人財産なので、民衆との話になるので、そこまではお答えできません。

●副議長（佐々木正明君） 14番鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 所有者が分からないその空き家、あるいは所有者が分かっている空き家。そうすれば所有者の分かっているこの空き家については、いろいろこう指導・助言されてるようではありますが、その中で特別問題になったということはありませんでしたか。

●副議長（佐々木正明君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤隆君） 特別問題になったというケースは報告を受けておりません。

●副議長（佐々木正明君） 14番鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 例えばですね、解体してくれよと、あるいは直してくれよと、ほかの方に迷惑かけないでくれというようなことを話したときに、何か言われなかったかということ。いやいやお金がないからほごせないとか、そんなことはなかったのかということ。

●副議長（佐々木正明君） 市長。

●市長（横山忠長君） 今、鈴木議員は例えばという話の中で、それどうお答えすればいいんでしょうね。例えばの想定の中でね。具体的にこうありましたというのであれば答えもありますが、例えばという前置きして質問されると、私ども答えようないわけですよ。ですから今質問されていることは(2)よりも(3)の方だと私は思いますが、この点について御理解いただきたいと思います。

●副議長（佐々木正明君） 14番鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 質問の(2)と(3)をごちゃ混ぜにしたようなところもあったようでありますので、はっきりそうすれば(3)の方に入らせてもらいます。

本市では、先ほどこう出しましたけれども空家等対策計画では、本年度から平成33度にわたっての5ヵ年の対策であります。計画はその計画でございますけれども、先ほどから話ししてますように早急に対策が必要と思われるような空き家等、こういうものもあるというふうには私は思ってます。そういった場合の対応をどのように考えているのか、お尋ねをしたいと思います。

●副議長（佐々木正明君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 空き家対策の基本的な方針でございますけれども、これは負の財産であっても個人財産です。個人財産でありますので、その所有者の責任のもとに適正に管理するものでございますので、所有者に対しまして、先ほど担当部長がお答えのように管理を徹底するように助言などを行っているところでございます。

ただ、所有者が死亡または行方不明においては、市において法及び条例に基づく調査を実施しながら、相続人など空き家等の適正管理を行う義務者を特定して管理を促してまいりたいと考えておりますが、問題なのは、私は相続を放棄したというやつが、それじゃあどこにも行けないわけですよ、そのあれがね。こういうあれも何例かあります。ありますけれども、このあたりをどう解決していくか。これは仮に市の予算で解体していくということは、当然ながら経費がかかって請求先がないわけですよ。じゃあそれは、やはり全体からしてその周辺の生活環境を守るためにはやむを

得ないという形の判断すれば、それは議会から御理解をいただきながら市として行政代執行みたいな形でやることになりますけれども、このあたりが問題だというのがあります。それから、こういうものは安易にやって、放置していけば行政の方でやってくれるんだということがあって、自分の責任を放棄するような人が出ないかどうかということもあります。やはり市がやることによって、ですから、このあたりを的確に調べながら、やはり責任を負う義務者に対して解体なりするような指導・助言、そういうものはこれからも徹底してまいりたいと思っております。

いずれにしても、行政代執行をやる場合には、やはり有識者あるいは周辺住民の皆さんを加えた形での委員会を組織して、これが代執行をすべきかどうか、このあたりもよく議論を深めながらやっていかなければなりません、小さい木造の形であればそんなに経費はかかりませんが、市内には大きいやつもあります。大きいやつ。恐らくあれを解体して撤去するとなれば億単位の金がかかると思います。そのあたりを市の予算で負担すべきかどうか。これについても、行政代執行した場合において所有者が特定できないような場合には、国の方にも市長会を通してそういう財政的な支援をしてほしいと、そうでなければこうした問題は解決していかないというような形の中で、国に対しても全国市長会を通して国に対して要望をしているところでございます。

●副議長（佐々木正明君） 14番鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） さっき、例えばというようなこととお話をしたことがありましたけれども、実はこの空き家に関していろいろ所有者が分かっている場合、こっちの方から助言とかってこうあるわけでありましてけれども、その中で、いやいや例えばお金がないよとか、いろんなことを言われる場合があったのかなというようなことでお尋ねしたわけです。そして最後には、今市長が話してくれましたけれども、本市の場合、代執行まで考えているのかということでお尋ねするつもりでしたけれども、今市長から話がありましたのでそれで了解としたいというふうに思います。

いろいろ御答弁をいただきましたけれども、私も空き家を一気に解決できるような方策は実はないのではないのかなというふうにも思います。したがって、一件一件小刻みに解決していかなければ、とても無理な話でもないのかなというふうな感じもいたします。今話がありましたけれども、幾ら空き家といってもそれは個人の財産でありますし、中には相続で手間がかかっているというふうな場合もありでしょう。そもそもの話、資金面に余裕がない。だからこそ空き家になっている、こういうこともあるのではないかというふうに思うわけでありまして。行政で解体するということになれば、幾ら予算があっても足りないということになるんだろうなというふうに思います。秋田県の大仙市で代執行をやりましたけれども、その経費180万円でしたかね、これもまだ回収されてないと、こういう話を聞きますので、やはり行政で解体する、代執行をかけるというのは大変なことなのかなというふうに思うわけでありまして。

しかしながら、先ほどもちょっと話しましたが、隣接の空き家が危険であるために恐怖心を抱きながら暮らしている住民の方もおられるのも事実であります。本市には特定空き家がまだないということでありましたが、できるだけスピーディーに解決策を見出す必要があるのではないのかなというふうに思います。空き家が原因でけがをしたり、災害時には障害になったりというふうなことで大変なことが予測されるわけでありまして、当局にはそういったことでスピー

ディーな形でこの危険な空き家に対応していただきたい、こういうふうをお願いをしたいというふうに思います。

理論上からすれば、この空き家率、これが30%になれば自治体は破綻するというふうに物の本には書かれています。我が国でもそういった事実がありますし、また、アメリカの自動車産業のまちでも破綻した例があります。我がまちでは12.8%ということで、まだまだそこにあるわけでありませぬけれども、人口減少が進む中にあるのはこの数字も油断のならない数字とも言えるのではないかとこのように思います。

先月、金浦地区をちょっと歩いてみました。歩いてみましたら、とてもすばらしい藤の花が咲いている場面に出くわしました。ところがそこに近づいていきますと、もうそれは空き家でありました。その空き家から、空き家を覆い尽くすようにして、藤が大きくこう伸びて花を咲かせていたわけでありまして。そこら辺の住民の皆さん恐らく恐怖心を抱いてるのではないかなというふうに、背筋を寒くしながら通ったことがありました。当局においては、今後もこの空き家対策を重要課題事項の一つとして……

●副議長（佐々木正明君） 鈴木議員、簡潔に質問してください。意見でなく質問をちゃんと言うようにして。

●14番（鈴木敏男君） 最後です。そういったことで、空き家対策においても積極的な取り組みを改めて要望するわけでありまして。

次の質問、2番目に入ります。例年、各自治会には翌年に向けての地区要望の提出を求めているようでありまして。内容は、道路や側溝等の建設関係、あるいはカーブミラーの設置等の交通安全や街灯等の保安対策、また、ごみステーション等に分けての要望区分があるようでありまして。しかしながら、地域の安全・安心を常に認識し住民のことを考えている、地域のことを一番把握しているのは自治会であり自治会長であるというふうに思います。本市の第2次総合発展計画では、自治会等との協働によるまちづくりを掲げています。その観点に立てば、3項目の——先ほど申し上げた3項目の要望に限定することなく、他の要望等も伺うべきではないか。それが即、まちづくりの基礎になるのではないのかなと、そういうふうに考えますが、以下お尋ねをいたします。

(1)番であります。要望を限定してるのはなぜでしょうか。もっと要望事項を広げてほしいとの意見は自治会長等から出されていないでしょうか。

●副議長（佐々木正明君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、なぜ要望件数を限定しているのかについてお答えをいたします。

鈴木議員も自治会長、何年かやっておりますのでお分かりのことと思いますが、毎年9月に自治会長等に要望書を——次年度に向けて要望書を提出していただきたいということを要請をしておりますが、平成29年度におきましては、建設事業関係、交通安全、保安、衛生対策関係、遊園地及び集会施設関係など3件以内——各自治会3件以内、合わせて9件の要望をお願いしております。それから、世帯数が300世帯以上については5件以内。ですから合わせて15件まで要望を提出していただいておりますが、平成29年度の予算に反映させていただきたいという要望が253件、市内全体で。建設課関

係が162件、生活環境課関係が49件で、この二つの課で全体の83%という状況です。これは大体毎年同じぐらいの形です。それで、この地区要望については、行政が地域の環境整備を主眼としてハード的なもの、あるいは場合によってはごみとかそういうものがありますけども、ハード的なものをいただいておりますが、この要望事項については予算の範囲内、これは要望にこたえるためにどんどん基金を崩してというわけにはいきませんので、やはり経常経費にかかる部分は当然ながら確保しなければなりませんので、そうしたものを含めて計画的に要望事項を整備していただくために優先順位をつけていただいております。優先順位。したがって、そういう要望書を取りまとめて予算に反映しているところではありますが、実際は要望された中の60%弱しかこたえることができません。ですから、あと40%はまた残っていくわけです。ですから、議員のお話のように、質問のように枠をまた伸ばしていても、そのやれない部分が増えていくだけです。やはり要望された形の優先順位をつけて計画的にそれを整備していく以外にはないのではないかなと考えております。ただし、緊急を要するような案件、これについては随時対応をしているところでございますし、また、自治会長等から要望枠を広げてほしいというふうな要望は現在特にございません。

●副議長（佐々木正明君） 14番鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 私は要望を出してもらって、それをすぐ全てやれということではないのです。自治会でもいろんな考え方がありまうから、さっき申し上げましたけれども、この三つの枠以外にもいろんな要望があると思うんです。なかなか行政だけでは細かいところに目の届かないところもあるんだというふうに思います。そういうことを思うと、先ほど申し上げましたけれども地域の実態を把握してるのは自治会であり、そのトップである自治会長であると、こういうふうに思うわけでありまう。したがって、その要望をやるやらないは別にして、やはりいろんなその要望というものもやはり聞く必要があるのではないかな、こういうふうに私は思うわけです。自治会長との懇談会、こういうものもやられているようすし、あるいは自治会との懇談会、こういったものも行われているようすから、その中でもいろんな要望はあるいはあるのかもしれないけれども、やはり自治会長の方に地域の、あるいは自治会の要望ということで出してもらおうということであれば、その枠にこだわらない、もうちょっと広げてもいいのではないかなというふうに私は思うんです。限られた予算というのは当然分かりますし、その出されたその要望の中でも優先をつけてやる、これも理解するわけでありまう。ただ、いろんな要望があると思いまうので、そういったその要望、こういったものを広げてほしいというふうなこういう要望に対しての御見解を改めてお伺いまう。

●副議長（佐々木正明君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） これは(2)のことでお答えしてよろしいですか。

先ほど申し上げましたように、年2回、自治会長さん方を集めて懇談会を開催しております。その際には、こうした要望の枠を広げてほしいというふうな要望はございませんが、ただ、それぞれの自治会が主催する座談会、こういうものではいろんな要望を受けております。要望を受けておりますが、できるものはできる、できないものはできないというふうな形のもので、即決できない場合は二、三日置いて文書でもって回答しておりますけども、そういう形もあります。それから、議員

の議会報告会でもいろいろ要望を受けてくるわけですが、そうしたことについてもいろいろ検討しながら対応しておりますので、特別これを枠をこれから広げるという考え方は現在のところ持っておりません。

●副議長（佐々木正明君） 14番鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） ある自治会長さんと先日お会いして、この地区要望に関していろいろ話を聞いてきました。その中で、例えば私らの方に消火栓が欲しいんだ、こういった話もありましたけれども、当局の方に要望したらそれは枠外だよというふうなことで断られたような話を聞いてるわけです。したがって私は、先ほどの3項目ですか、あの3枠以外にもそういった要望がよくあるわけでありますから、広げてほしい、こういうふうに話をさせていただいたところでありまして。しかし、それには、それは考えてないということでありまして、何とか今後の課題の一つにしたい、こういうふうに思います。

2番にも入ってしまいましたので、2番の方、今後現在の要望の範囲を広げるようなお考えはありませんかということで改めてお尋ねします。

●副議長（佐々木正明君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 先ほどお答えしたとおりであります。個別の要望等については、それぞれの担当部あるいは担当課で常に受け付けて対応しておりますので、例えば今のような消火栓の話や要望であっても、消火栓の設置基準がありますから、直接消防本部の方に御相談されたらよいと思います。いずれにしましても、消火栓に限らずいろいろ個別の要望については各担当課に言っても結構ですので、そのあたりは会長さん方からも御理解していただきたいと思っております。

●副議長（佐々木正明君） 14番鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） それでは、最後3番の質問に入らせていただきます。冒頭にも述べさせていただきましたけれども、市長は次の市長選には出馬しない、このように答弁を聞いたわけでありまして、市長は本市の初代市長として、卓越した手腕によってまちづくりの基盤をつくり上げてまいりました。そして今日に至っております。この後のまちの一層の飛躍を期すために新たな力を発揮されるだろう、そのような考えでこの6月定例会に臨んだところでありまして。したがって、昨日の新聞報道、あるいは先ほどの答弁というのは、まさしく青天の霹靂でありました。

考えてみれば、この14年は想定外に進んだと言わざるを得ない人口減少、あるいは大手企業の本市からの撤退等々、課題が多かった本市でもありました。このことは本市に限らず、ほかの自治体でもあるんだろうなど、そういうふうに思うわけでありましてけれども、そのかじ取り役としての3期12年間、この評価を市長はどのようにされているのか、見解をお尋ねいたします。あわせて、今後の課題と取り組みについて、その考えをお尋ねしたいと思います。

初めに、公約として市長は、経済雇用対策を主眼にした産業の振興、あるいは子育て支援や観光の振興、こういった6分野30項目の公約を掲げてスタートした3期目でありました。まだ任期が残っているわけでありましてけれども、今日までのこの評価をお尋ねいたします。

●副議長（佐々木正明君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、公約の評価についての御質問でございますのでお答えをいたしますが、3期11年7ヵ月の分については、先ほど大まかに佐々木雄太議員の御質問に私の考え方、あるいは評価等について御答弁をさせていただきましたが、3期目の公約6分野30項目、これについては、これを実現するために一生懸命努力を重ねてきたところであります。

主なものを申し上げますが、一つ目の公約であります「幸せを実感できる福祉のまち」では、がん検診受診率が平成25年度の47.7%から平成28年度においては56.3%に向上しております。また、集落サロン実施自治会数も32自治会から42に増加しております。特に死亡原因の第1位が悪性新生物であることから、未受診者対策としてコール・リコール事業、あるいは休日検診、こうしたことを実施しながら受診率の向上に努めてきたところであります。さらに中学生ピロリ菌抗体検査や子宮頸がん検診、HPV検査の併用検診など、先駆的に検診体制に取り組み、市民の健康づくりへの意識の高揚を図ってまいりました。

二つ目の「市民が躍動するまち」では、企業誘致をはじめとする既存市内企業の工場の増設や設備投資に対しまして支援を行ってまいりました。企業誘致では、プレステージインターナショナル及び秋田オイルシールを誘致し、プレステージインターナショナルでは現在120人ほど働いておりますが、これを200人以上にしたいと。200人以上になれば新しい社屋も検討していきたい、そういうお話も社長さんあるいは副社長さんから伺っております。それから、オイルシールでは現在50人ちょっと働いておりますが、増やしたいけれどもなかなか新卒者が入ってこないとございますが、今50人ほど働いておって、これからもオイルシールの方でもさらに人は増やしたいというふうなお話も伺っているところでございます。そして先ほど申し上げましたように市内中小企業の設備投資等について、平成28年度においては地元中小企業が約25億円の投資を行いました。25億円の投資。これに対して市が支援をしておりますが、借入金の利子補給あるいは保証協会への保証料の補助、合わせて平成28年度はおおよそ2億5,000万円ほど企業に対して支援をしているところであります。また、観光拠点センターにかほつとを整備し、観光情報の発信と誘客に努め、市政報告でも申し上げましたが、にかほつとのみで67万5,570人の入館者となりまして、ねむの丘を上回る誘客がございました。

また、三つ目の「災害に強い安全なまち」では、避難路や避難場所の整備を仁賀保地区で11ヵ所、それから金浦地区で6ヵ所、象潟地区で7ヵ所行い、その避難所には屋外LED照明を、これは今整備した以外もありますが、仁賀保地区で20基、それから金浦地区で14基、象潟地区で23基を整備し、また、地域の自主防災組織や学校、事業所などと連携し、避難体制の整備を進めてきたところであります。また、日沿道は平成27年10月に象潟IC—金浦IC間が開通をいたしました。その後も関係機関へ積極的に要望活動を続け、国の予算の確保に努めてまいりました。平成28年度は当初予算3億円でありましたが、これは仁賀保地区です。3億円でありましたが、2次補正と3次補正合わせて9億5,000万円ほど予算措置をしてもらいました。それから、平成29年度当初予算には19億2,000万円、これを予算措置していただいたところでありますので、小砂川インターまでの工事が今順調に進められているところでございます。

それから、四つ目の「安心して暮らせるまち」では、高齢者の見守り支援体制を社会福祉協議会、

地区民生児童委員、自治会等と連携して整備し、高齢者が住みなれた家や地域で安心して暮らしていけるように取り組んでまいりました。また、生活環境課内に消費生活相談員を配置し、消費生活センターの組織化を図り、相談窓口の充実や情報発信、啓発活動を行い、被害の拡大防止に努めてきたところであります。さらには、市の財政状況については、先ほども申し上げましたが熱回収施設等などの大規模な事業を実施しましたし、あるいは保育料の大幅な保護者負担の軽減、医療費の中学生までの無料化、こうしたことを行いながら積極的に繰上償還を実施して市債の削減に努めてきたところでございます。

そのようなことから、実質公債費比率は平成25年度で10.8%から平成27年度では9.4%まで低下し、さらに平成28年度の財政調整基金残高も24億2,100万円ほどまで財源を確保しているところであります。御承知のように、合併当初は3町で持ち寄った財政調整基金合わせて4億円しかありませんでした。4億円。これが今、いろんな事業をやりながらも24億円まで積み上げたということでもあります。

それから、いろいろありますが、何か時間もあと5分しかないようですのでこの辺であります、一つとしてはジオパーク、これは鳥海山・飛島ジオパークが日本ジオパークに認定されましたので、こうしたことは広域的な観光の推進と、あるいは交流人口の拡大、こうしたことにもつながっていくのではないかなど、そのように期待しております。まだありますが、いろいろありますが言うことは、30項目も挙げましたので言うことは一つずつ言えばまだまだあるんですが、この辺で終わりたいと思います。

●副議長（佐々木正明君） 14番鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） それでは最後の質問に入らせてもらいますが、この秋には3期の任期が終わるということで、次の任期をどのようにということで質問通告しておりましたけれども、先ほどの同僚議員の答弁もありましたので、私からは、そうすれば次の市長には、先ほど市の諸課題に長期的視点で取り組んでほしい、こういうふうな話がありましたけれども、誰か想定しておられるのかどうか——次のそのバトン役として誰か想定しておられるのかどうか。あるいは支援していくその方を支援していく、こういう気持ちがあるのかどうか。市政運営のバトンをどういう方に託したいのか。その辺の心中をお聞かせいただきたいということと、最後に、この合併協定に示されている、いろいろなことがまだ実現されてないこともあるわけですが、こういったことをどのように申し送りされていくのか。そして、第2次にかは市総合発展計画が示され、その実行に入る段階なわけであります。いわばスタートラインについたわけでありまして、この時期であります。市長は出馬しないというこういう考えを示されましたけれども、こういったスタートラインに立ったことを考えると、その表明を撤回する考えはないのかどうか。これだけお尋ねします。

●副議長（佐々木正明君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 10月の市長選挙については、佐々木雄太議員にお答えしたように後進に道をゆだねたいと考えておりますので、これを撤回する気持ちはありません。

それから、誰か想定しているのかということもありますが、ありません。ただ、先ほど申し上げ

ましたように、将来に向けて財政も安定化して、あるいは安定的な行政環境をつくるために積極的に行財政改革を行って、あるいは人口減少対策に全身全霊を傾けて取り組むような候補者がいれば、私は応援したいと思ってます。

●14番（鈴木敏男君） 終わります。

●副議長（佐々木正明君） これで14番鈴木敏男議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。お昼休みのために、午後1時10分の再開とします。

午後0時04分 休 憩

---

午後1時10分 再 開

●副議長（佐々木正明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番市川雄次議員の一般質問を許します。9番市川雄次議員。

【9番（市川雄次君）登壇】

●9番（市川雄次君） それでは、私の方から一般質問をさせていただきます。タイトル、大きな質問事項は1点です。景観というものについてということですが、では朗読をさせていただきます。

平成16年に景観法が制定され、翌の17年に施行されております。その制定目的はですね、第1条にあるように、日本の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することにあります。最もこの法律制定以前から全国的には約500の自治体で景観条例が制定されていましたが、それはいずれも法律委任に基づかない自治条例であったため強制力がなかったり、建築確認の際に必ずしも従う必要がなかったというのが現実であると言われております。しかしながら、昨今の景観法の施行により、景観行政団体である地方公共団体がみずからの意思で条例に基づいて景観計画を作成しながら、景観問題に対して大きな役割を果たすことが可能になっております。

そこでですが、一言で景観と表現されますが、その内容については様々だと思いますし、地域的な価値観の違いによっても変わってくると思います。景観を考えるときに何が大切なのかについて、その前提条件を想像した場合、私たちの暮らしと密接にかかわってくるものが大前提になるはずであろうということが容易に想起されます。つまりその地域にとってどんな景色や風景、建物や構造物、歴史や文化などが大切にされ、信仰の対象として継承されていくかによって、景観を考える場合の前提条件が変わってくるはずだと私は考えております。とどのつまりですが、何が言いたいのかですが、その地域の目指す方向性、まちづくりの根幹、底辺ですね、土台となるものが景観であるはずということだと思います。

そこで初めに、次の2点についてお伺いします。

一つ目、景観というものの一般的な定義をどのように捉えているか、御説明をください。

二つ目、この①における一般的な定義から、当市は景観をどのように景観というものを捉えているのかということについて、簡潔に御説明いただきたいと思います。

●副議長（佐々木正明君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、市川議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、景観の一般的な定義という御質問でございますが、景観とは、山、海、森などの豊かな自然に抱かれた自然景観や、人々の経済的あるいは文化的な営みによってつくられた文化景観を指すと言われておりますが、人が見るということによって物理的な眺めを人が感じることで、そのように考えます。地域の歴史や文化、地形や生態系などの自然、澄んだ空気、せせらぎの音、四季の移り変わりなど、住民一人一人の暮らしや経済活動と一体となって感じることであろうかと、そのように思います。

次に、一般的な定義から市は景観をどのように捉えているかについてでございます。

本市における主な景観とは、昨年度、日本ジオパークとして認定を受けた鳥海山を核として、その長い歴史の中でつくられた九十九島や観音瀧、あるいは仁賀保高原などの様々な地形と、そして近接する広大な日本海が挙げられると思います。そして文化景観の背後には、鳥海山を配したイメージが強くなると思います。こういった眺めを見たときに、市民はもちろんのこと市外から訪れる観光客等も、すばらしいと、すばらしい眺めだと、あることが市の景観であろうかなと、そのように考えております。

●副議長（佐々木正明君） 9番市川雄次議員。

●9番（市川雄次君） 市長の今御答弁にありましたように、まずは自然景観と文化景観という言葉を使っていただきました。私どもにかほ市における景観は、やっぱり主たるものについては、鳥海山を核にした自然景観及び文化景観だと思います。鳥海山を中心にした営みに基づくものだと思います。いずれもですが、それについては、にかほ市のみならずこの地域、鳥海山の周辺、環鳥海山地域においては、いずれも鳥海山を中心とした自然景観及び文化景観、もちろん私どもは日本海も含めておりますが、が中心になってくるのだと思います。御答弁のとおりだと思います。

そこで再質問をさせていただきますが、私ども議会でも以前、山形県の金山町に伺っておりました。先日また改めて金山町に伺ってまいりました。皆さん御存じです。私が言うまでもないのですが、その景観の取り組みについては、やはり私からすればやっぱりぶれないコンセプトというものがあまして、それが景観形成における住民のコンセンサスを得ているのだと思います。また、景観形成に必要な地域とそうでない地域もあると思います。それらをどのように説得していくかは、やはりこのぶれないコンセプトに基づくストーリー性のある、説得力のあるストーリーですかね、これを住民にどのように示していけるかだと思います。だとするならばですね、やっぱり景観計画は私はまちづくりの出発点でないのかなというふうに思います。この部分をきちんと整理しなければ、私は継続性のあるまちづくりの施策を組み立てていくのは困難ではないかなというふうに思うわけです。だってです。金山町などのように町並みを地元住民の協力によって整備するとなると、長く続くにはやはり住民の理解と協力が必要だったと思います。今の姿をつくり上げるのに40年と

いう年月がかかっております。どのように住民の理解と協力を得て説得を行ってきたのか。その経過に学ぶべきところは多いはずだと思います。50年、100年まで続くような施策を打つためには、やはりストーリー性のある景観を創出しなければならないのではないかと思います。ちなみに福島県いわき市の景観条例は、景観を守り育て創造する条例というふうになっております。まさに創造するんだということは言い得てるのではないかなというふうに思います。

そこでもう一度お伺いします。

先ほど市長の答弁にもありましたが、当局ではそれまでの文化的景観、自然景観など、いわゆる歴史的価値観に基づいて培われてきた景観をどのように活用していこうとしているのか。特にジオサイトが設定され、にかほ市ジオ学として子どもたちに教育するならば、私のこの問いかけについてどのようにお答えいただけるのかお聞きしたいと思います。

●副議長（佐々木正明君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 金山町の例を出しました。あそこは部分的に限って木材を活用した町並みということで、長い間積み重ねて景観をつくってまいりましたが、にかほ市の場合の景観といった場合、大変広範囲で難しい面があります。どこに特定するのか。当然ながら一つの例として、ジオパークのジオサイトの一つである九十九島、これについてもどう今の現況から改善しながら将来につなげていくかということも大きな課題です。当然これは市民の理解も必要なわけですが、私は前に市川議員が質問されたように、あそこの九十九島の景観を守っていくためには、やはり圃場整備をして農業を通して景観を守っていく必要があるというふうにしてお答えをしましたが、これについても今、農家の方々に前川地区も含めて、基盤整備の実現に向けて今いろいろと農家の皆さんが行動を起こしているところであります。

それから、当然ジオパークについては、それぞれのジオパークがございまして、市内にも。ですから、こうしたジオパークについては、保全と活用、これを積極的に行いながら、特に交流人口の拡大、そして一番大切なのは、子どもさん方がにかほ市のよいふるさとがこういうよいものがあるんだということを自覚しながらですね、将来的には当然大人になっていくわけですから、そういうものを保全しながらにかほ市のよいところをさらに引き出していくと、そういう形づくりができれば大変この景観の取り組みの仕方も力になっていくのではないかなと、そんなことを思っているところであります。

●副議長（佐々木正明君） 9番市川雄次議員。

●9番（市川雄次君） そのとおりだと思うんですね、私も。ちょっと今、抽象的な話——景観、景観というと抽象的な話、後ほど具体的な事例についてお伺いさせていただきますが、やはりまちづくりの土台という、ジオ学にもそうですが、私はこのジオパークは、やはりこれまでの私どもにかほ市における自然景観及び文化的景観のストーリー、要するに散在というかな、所々点在していたストーリーを一つに一気にまとめるいい機会ではないのかなというふうに思っています。その上で何がやっぱりその根幹となるのかというと、やはり私は人々が、先ほど一番最初に市長の答弁にありましたように、眺めだと思うんですね。やはり視覚効果を十分に配慮しなければ、やはり私どもがこのストーリーというのはなかなか人々の心にすんと入ってこないのではないかなというふう

に思います。ですので、ぜひ眺めというかな、景観というものについては、今後のまちづくりの主体として、根幹として必要だと思いますし、そうするとやはり景観条例の制定及び景観計画というものは非常に重要なのではないかなというふうに思ってきますので2番目の質問に入りますが、景観を行政課題とするための方法として質問させていただきますが、当市の景観に対する取り組みは私は余り積極的ではなかったのではないかなというふうに印象を抱いております。例えば不法投棄に関する問題、リサイクル業者等による廃品回収物の管理のあり方など、これ一般質問を前にさせていただきましたが、あるいは水源条例もそうだったと思いますが、景観というものについて余り計画的に組み立ててこられなかったのではないかなというふうに、やはり印象を抱いてしまっております。というのは、どういう景観に価値を見出して、それを後世に引き継ぐべき財産として継承していくのか、それによって今何をしなければならないのかというのが私はおのずと見えてくるはずだと思っております。このことから、当市においても景観法に基づき、やはり景観条例を制定し、景観計画を策定していく必要があると思われま。もし仮に当局側で景観条例の制定についてその認識が希薄であるとすれば、私はこれを座視するわけにはいきません。

そこで質問させていただきます。

一つ目です。市として景観法に基づく景観条例を制定し、景観計画を策定するつもりはありますか。

二つ目、策定する意思があるとすれば、現在考えている策定の方法と時期等についてお伺いしたいと思います。

●副議長（佐々木正明君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、景観法に基づく景観条例の制定と景観計画を策定するつもりがありますかというふうな御質問でございます。

平成28年3月30日開催の国土交通省所管の明日の日本を支える観光ビジョン構想会議において、景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上を図るために、2020年をめどに主要な観光地で景観計画を策定することとされております。また、本市は広域観光周遊ルート形成計画の認定地域に含まれておりますので、景観計画を策定する自治体に含まれます。そのため現在、景観条例並びに景観計画の策定に向け、コンサルタントから今情報を収集しながら策定の準備を進めているところでございます。

二つ目の策定するとすれば時期をどの程度と考えているかということですが、まず秋田県に対して景観行政団体を宣言する必要があります。そして区域の設定、基本方針、行為の制限、景観重要建造物や樹木の指定方針などの景観計画の策定に着手をします。その後、条例制定の検討を行い、パブリックコメントで市民の意見を聴取した後に都市計画審議会の意見の聴取を得て、議会の議決を得た後に景観計画並びに景観条例の運用という流れで検討をしておりますけれども、これについては来年度中の策定を目指して今準備作業を進めているところでございます。

●副議長（佐々木正明君） 9番市川雄次議員。

●9番（市川雄次君） 今の市長の答弁にありますれば、私どもにかほ市は、ちょっと書き取れない

ことが多かったので今からちょっと聞きますけれども、主要観光地として景観計画を策定しなければならない自治体であるというふうに捉えてよろしいということですね。その場合ですね、その景観計画というのは、当然今後景観計画を策定するときに景観計画をつくって、条例をつくって都市計画審議会に諮って、いずれ運用に当たると。計画が先だということでもよろしいのでしょうか。では計画が先ではないというふうに今認識させていただきました。そうなるそうですね、この条例が先でその次景観だということになりますれば、当然この景観計画ですね、景観計画、今先ほど市長の答弁にありましたように全体として自治体、この地域、主要観光地であるということに基づいて景観計画が策定しなければならないということになれば、その計画というのはどちらかという、何ていいますか、足並みを揃えたような景観計画になっていくものなのか。それとも自治体独自のものを特徴づけてつくっていくことができるのかどうか。要するに私が一番最初に質問しましたように、にかほ市らしい景観計画、あるいは景観条例であってほしいものですから、これが観光地としてだけが前面に出されたようなものなのかどうかということについてちょっと疑念が湧いたので、そこについてお伺いしたいと思います。

●副議長（佐々木正明君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 一つは、本市は広域観光周遊ルート形成計画の認定区域に認定されていることですので、前段で申し上げた国土交通省が示した形で2020年まで、景観計画あるいは景観条例を制定、つくっていくという形になります。

それから、そのつくり方ですが、まずはこれも申し上げましたが、景観行政団体であるということと秋田県に対して宣言をしなければなりません。その上で、区域の設定とか、景観に重要な建造物とか樹木とかそういうものの指定方針などを策定しなければなりません。そして、そうしてまとめた素案をパブリックコメントにかけて、市民の皆さんの意見を聞いて、その後に都市計画審議会に議論していただく、意見を聞くということになります。そして都市計画審議会から意見を聞いた形の後に、成案としてまとめて議会の議決をいただく。ですから、それによって景観計画並びに条例が制定されますので、それに基づいて運用という形になります。

●副議長（佐々木正明君） 9番市川雄次議員。

●9番（市川雄次君） 手続的なことについては分かりました。理解させていただきましたが、今のお話に基づきますと、にかほ市が景観計画を策定するのは、先ほどの、今答弁に基づけば2020年度までに国の国交省の明日の何とかかんとかということに基づいて行われるべきものであって、市長の答弁をお借りすれば、広域観光周遊ルートの一部であるということで、観光という部分について特に特化されたものになっていきそうな雰囲気、要するにほかの地域と足並みを揃えなければいけないものになっていくのではないかなと。そうなったときに、にかほ市独自の景観計画というものについて、どこに特徴づけるのかということは、これから策定する段階ですから今の段階では細部についてはないかもしれませんが、やはり一番最初の答弁にありましたように九十九島の問題とかというふうにもありますので、にかほ市独自の部分についてはどのような視点でストーリー性をもってつくっていくかと考えているのか。もし御答弁できるならばお願いしたいと思います。

●副議長（佐々木正明君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 当然ながら条例は別として、景観計画についてはにかほ市独自の形のものをつくり上げていかなければならないと思います。いろいろ保存するもの、活用するもの、それぞれの自治体で違いますから、やはりにかほ市独自の形の景観計画を作成することになるかと思いますが、いずれにしてもこの景観計画あるいは条例については、現段階ではコンサル業務、コンサルに、全国で手がけてるようないろいろな取り組みをしているコンサルの方に平成30年度ですか、そういう形でお願いしたいものだなという形で今作業を進めているところであります。

●副議長（佐々木正明君） 9番市川雄次議員。

●9番（市川雄次君） 今の市長の答弁で、やっぱりにかほ市独自の景観計画を策定しなければならないという認識であるということが分かりましたので、次の質問に入りたいと思います。

そこでですが、(3)番目です。風力発電施設の建設と景観の関係についてということで質問させていただきますが、ここではですね特に再生可能エネルギーを生み出す風力発電施設、いわゆる風車ですね、と景観との関係について考えてみたいと思います。

ちょっと私もアバウトに数えてしまいましたので、数に誤りがあれば後ほど部長からでもいいですので訂正していただければと思います。ざっと数えてみますと、市内には2001年に仁賀保高原に大型の風力発電施設が15基設置されて以来、大須郷に1基、飛・芹田付近に4基、梨ノ木台に1基が設置されています。今後も増設予定となっていますというふうに書きましたけど、もし誤りがあれば直してください。

ところで、風力発電施設が再生可能エネルギーとして有用であることに異存はないと思います。比較的高い売電価格も手伝って、飛躍的にその数を増やしていますし、2014年に施行されました農山漁村再生可能エネルギー法、農林漁業で用いる土地の一部を活用して再生エネルギー発電の促進を行うことを目的とした法律ですが、遊休農地などを転用しやすくしたことも風力発電施設のみならず太陽光発電施設の増加に拍車をかけております。

さて、この再生可能エネルギー発電施設についてですが、特に当市においては風力発電施設の建設に対して以前に議論されたことがあります。平成24年の第7回定例会において、同僚議員から一般質問が出されたことから明らかです。その質疑応答からかいま見えるのは、風力発電施設の設置を好意的に捉える向きと非好意的に捉える向きがあるということです。好意的と非好意的の境目は、そのときの市長答弁にあるとおり、景観に配慮されているか否かだと思います。特に今後注視すべきは、小型風力発電施設です。県内でも一般に対して有効な投資対象として、土地つき小型風力発電の分譲が行われております。風力発電施設といえば、多くの皆さんは今ある仁賀保高原や飛、芹田、梨ノ木台にあるものを想像すると思います。しかしながら、小型風力発電はそれよりも規模が小さく、確かだったと思うんですが道の駅の岩城にあるものも確か小型風力発電——中型か分かりませんが、大型ではなかったと思います。この小型風力発電は建築確認等も必要としないため、行政を通過することなく、いつの間にか建設されるという事態も起こしかねません。今、先ほどの法律の施行によって遊休農地がまとめて購入しやすくなったことで、自前の土地に自前の小型風力発電を設置すれば、周辺への説明も配慮も必要ないということになります。その動きの一つが、前述の土地つき小型風力発電の分譲です。果たしてそれでいいのかです。

そこでお伺いします。

風車のある景色を当市の景観として認めるのか。認めるとしたら、従来の景観と昨今の風力発電施設である風車のある景観は、相反するものではなく、むしろマッチングするものと捉えているのか。

二つ目です。マッチングするものと考えているならば、それはどのような根拠あるいは背景によるものなのか。

3番目です。逆にミスマッチであると考えられる部分があるとすれば、それはどのような考え方によるものなのか。さらにミスマッチな部分があるとしたら、それに対してどのように対処していこうと考えているのかお伺いしたいと思います。

●副議長（佐々木正明君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 風車のある景色を当市の景観として認めるかという御質問でございます。

現在市内では、大型風力発電施設は仁賀保高原に15基、大須郷に1基、飛・芹田に3基、梨ノ木台に1基の合わせて20基稼働しておりますが、現在仁賀保高原にさらに21基の計画が進んでおります。また、小型風力発電施設は芹田地区に6基、両前寺地区に1基稼働しております。その他にも設置を計画している事業者がございまして、近隣自治会等と協議を行っている状況でございます。

そこで、景観として認めるのかどうかということではありますが、景観に対する見解は個人差が大きく、同じ景観でも感じ方が異なると思います。仁賀保高原に並ぶ鳥海山を背景にした風力発電施設は、見応えがあると感じる人もいれば、ふだん住んでいるところから鳥海山を眺めた風景に、風力発電施設が視界に入ると景観が損なわれるというふうを感じる人もいるように、風力発電施設のある風景については非常にこう個人差があって判断が難しいところでございます。

前段の質問の回答のとおり、景観は自然景観と文化景観からなる人工的につくられた景色と捉えております。人々の営みにより、その時代時代により変わっていくもの、または長い間変わらずにあるもの、これらが一体となって景観が形成されているものと、そのように考えております。現在の風車のある風景は、そうした意味において今のかほ市の景観の一部と捉えることができると思いますが、やはり日常の生活の中で毎日眺める鳥海山の山容にそういう人工的なものが入ってくるというのは、考え方によっては好ましくないというふうな意見も当然出てくるんだと思います。

次に、②、③のマッチするかミスマッチなのかについての判断でございますが、今申し上げたように人それぞれの考え方がございまして、非常に判断が難しいと思います。基準があるとすれば、良好な景観の中、好ましくないのか、そしてそれは個人的な判断基準に依存する部分が大いところがございますので、決して望ましいことではありませんが、みだりに風車が立たっていくということは余り好ましくないことでもありますので、景観計画あるいは条例制定においても、このあたりを少し規制していく必要があるのではないかなというふうにして思っております。

いずれにしましても、多くの市民の皆様方からもこれを御意見を伺う機会になろうかと思いますが、まずは今いろんな形で計画されている風車の計画について、業者とやっぱりいろいろ話をして、これはやっぱり景観上好ましくないからやはりどっかの場所に移動してほしいというような話は当

然これからは出てくるんだろうと思います。これは条例できるまでの間は。そういう形の中で対応してまいります、いずれにしても今一つの判断基準をつくってありますので、それらを踏まえながらいろいろこれからも業者の皆さんと話し合いを進めていきたいと思っております。ある業者に対しては、小型風力発電をある場所にこういう形でやりたいということの話がありましたが、私は反対です。この業者には直接言いました。その後どう行動を起こしてるかどうか分かりませんが、あれから話はありませんけれども、ただ、それぞれ土地所有者がよしとなった場合、結構未利用地ですからお金にならない土地ですからね、やはり一定の賃貸で借りるとなればやはり土地所有者は貸すということになるんですね。このあたりが大変難しい。貸していいですよとなれば、周りがそんなに大きい反対がなければそのまま立っていくという形になりますので、来年度制定を目指しておる景観計画と景観条例の中でも、この風車についてはさらに中身を詰めていきたい、そのように考えているところであります。

●副議長（佐々木正明君） 9番市川雄次議員。

●9番（市川雄次君） 事の真偽といいましょうか、確かなことが分からないんですが、上郷地区に2基、新たに風車が立つんではないかなというふうな話が出ております。風車は立ってみて初めて皆さんが後悔をする。失礼な言い方ですね。立ってみて初めてその景色のマッチング、非マッチングについて評価が出てくるということがあります。立つ前には分からないという、誰も分からないまま進んでしまうという傾向がちょっとあるんですね。これから今、上郷地区にさらに2基立つとすれば、立って初めてまた行政に何なのというような声が出てこないとも限らない。出てくるんじゃないかなと、推察できます。

先ほど市長が御答弁いただきましたように、にかほ市はですね、にかほ市で人工構造物としてこれをですね良好な景観を形成するものとして風車を捉えていくのかということ、初めの質問に戻ってんですが、市長答弁で、市長ですら見解が分かれるものだと。好意的と非好意的であると。ということで私に言わせれば、そのコンセプトが人によるということで未定であると、定まっていないというふうに捉えざるを得ません。そうなった場合ですね、先ほど言った上郷地区の話もありますが、今後増えるであろう再生可能エネルギー発電施設への対応というものについては、現時点でにかほ市は不明瞭だと言わざるを得ません。今後、平成30年度を目指して景観計画を策定していくよというふうに言いますが、やはりこら辺について、今の市長の答弁にありますようにどちらともとれるという話を行政側がすれば、やはり住民の間には不安が残るんだと思います。やはり行政が逡巡すればですね、やはり住民は不安を示して結果として行政への不信感を抱きかねません。私自身はですね風力発電そのものを否定しているわけではありません。例えばですね、インターネットを開けば仁賀保高原の風車の列をですね風の廊下として評価してネットに載せている人たちもおります。非常に風に見える地域だということで、これを景観として評価している向きもあります。ただ、場所によるんだと思うんです。今の質問のですね風力発電、いわゆる風車ですけれども、この風車のある景色を景観とするかどうか。これはやはり景観計画そのものの捉え方、景観とするのかどうかによって景観計画そのものについてもやはり私は変わってくると思います。景観計画が、要するに風車を景観の、風車のある景観も景観としてにかほ市は捉えるんだとなれば、景観計画そ

のものも変わってくるんだと思います。確かにですね、風車を風の存在を視覚化する装置として芸術作品に昇華させているという例。これちょっと学者さんの言葉使ってますが、確かにあります。自治体の中には、近隣の庄内町では風をウインドファームとして観光スポットの一つとして捉えております。問題となるのは、先ほども言いましたようにやっぱり設置する場所だと思うんです。しかしながら、景観と競合しているのか、景観と共生しているのかは、地元の人々の主観によると思います。先ほどの市長の答弁だと思うんです。とおりでと思います。つまり地元の人々が景観に競合している、景観にそぐわないと感じれば、係争の対象となってしまいます。つまり地元住民と設置しようとする企業とが直接争うことになってしまいますし、また、果たしてそれでいいのかということになります。今回私どものチャレンジデーで戦った、豊後高田市、大分県ですね。あそこがまさに小型風力発電で、地元住民と業者さんが係争した地域です。まさに私の一般質問に合わせるかのように今回チャレンジデーやってくれたんですが、このようにですね風車による係争については、やはり私は行政があらかじめその芽を摘むことができると私は思っています。それは先ほど言ったように、計画であり条例であると思うんです。だからこそ、この条例と計画の策定を早急に進めてもらいたいし、視覚的視点からだけでなく文化的・歴史的要素も併せ持つことから意味論的な検討も必要でないかと思います。

そこでお伺いしますが、現時点でですね、お伺いするんですが、今から8年前ぐらい、8年ほど前ですね山形県の話になりますが、最上川河口の大型の風力発電施設の設置申請を風致景観にそぐわないとして山形県は却下しております。仮に現在にかほ市でこのように景観にそぐわない場所として風車等の設置申請を却下することは可能ですか、お伺いします。

●副議長（佐々木正明君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 風車のある風景がマッチングするかどうか。これは私個人の意見ですから、私は仁賀保高原はやはり自然と人工構造物、建造物、これよくマッチングしてる地域ではないかなと思います。一部にはおもしろくないなという風車の立て方もあります。ただ、今の段階ではガイドラインはありますが、それをとめる方法がありません。とめる方法が。例えば住宅から500メートル離れていなければならない。低周波の問題もあるので離れていなければならないというふうなガイドラインはありますけども、土地所有者がよく立てることが今の段階では可能です。ですから先ほど、景観的な争い、これが果たして今のこの地域から見た風車が、その係争の争いのあれが可能なかどうかというのは、大変私は難しいと思います。景観的なものを民事争いやっても。例えば、うちがあってビルが建って何も見えなくなったというような形のもの、それは係争でも争った経緯があって勝訴した事例もありますけれどもね。やはりね風車はなかなか難しいと思います。今はこれを阻止する方法がないので、やはり先ほど申しあげましたように行政としての指導しかありませんから、来年、景観条例と景観計画の中で、建設していい場所、あるいは悪い場所、こういうものも必ずその区域として設定をしなければならないのではないかなというふうにして思っております。

風致地域ということで山形県の例出しておりますが、ありましたけれども、今、風致地域になっているのは金浦地区の勢至公園の周り、あれは風致地域として旧金浦町時代に指定しておりますが、

そうした形を指定すべきなのかどうか。逆に、それによって土地利用が制限されるという場合もありますので、このあたりはやはり景観条例の制定とあわせながら取り組みをしていかなければならないのではないかなと、そのように思います。

●副議長（佐々木正明君） 9番市川雄次議員。

●9番（市川雄次君） 市長のお答えいただいたとおりだと思います。やはり風車立てる場所なんです。先ほど来述べておりますように、人々の生活、今ある生活、あるいは文化的・歴史的価値、その景色が価値として捉えられている場所にまでやはりこのような人工構造物が、歴史的な背景を全て勘案しないといたらいいんでしょうかね、歴史的な価値を損なうような形で、位置に風車が設置されるようなことがあってはならないと私は思います。やはり特にジオパークに指定されたということも含めれば、今後、景色が私どもの財産として視覚的に売り出していかなければならないでしょうし、そうしたときに今ある景色を損なうようなものが果たして、になるのかどうか分かりませんが、やはりその芽は行政が摘み取らざるを得ないんじゃないかなと思いますので、早急にこの景観条例及び景観計画の策定については求めていきたいなというふうに思います。以上です。

●副議長（佐々木正明君） これで9番市川雄次議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。午後2時10分まで休憩します。

午後1時54分 休 憩

午後2時10分 再 開

●副議長（佐々木正明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番伊東温子議員の一般質問を許します。13番伊東温子議員。

【13番（伊東温子君）登壇】

●13番（伊東温子君） 午後最後の一般質問になりました。皆さん午前中からずっと難しい問題が提出されたり質問されたりいたしまして、難しい顔をしていたのが、何か祭りの話と聞いて皆さん雰囲気が変わっているように思います。今回は地元の祭りの存続について一般質問します。

5月は各地で祭りが行われました。小砂川地区の祭りでは、子どもおみこしは、これはだいぶ前からなくなっておりますけれども、保育園のおみこしと八幡神社の獅子舞巡行が行われました。1、8月に行われる大日堂子ども獅子舞を30年ぶりに——26年前に30年ぶりに復活し、舞が同じことから子どもたちは高校生になると神社の獅子舞に参加します。今年は、子ども獅子舞復活当時の子どもたちの2世に当たる世代の子どもたちが神社の獅子舞に加わって立派に舞い、深く感動したところです。また、この子ども獅子舞を始めて大人の獅子舞をやって、そして遠くに就職してしまった若者なのですけれども、その人は毎年帰省して、正月と祭りの獅子舞に参加しています。5月27日に秋田市で行われた「これが秋田だ！食と芸能大祭典2017」に、にかほ市から冬師番楽が出演しましたが、残念なことに笛の吹き手がいなくなって、CDに録音した囃子に合わせて演じられたようです。

番楽が廃れる理由の多くが笛の吹き手がいなくなることだということを受けて、由利本荘市の鳥

海中学校の校長——この校長は前の象潟中学校の教頭でありましたけれども、その校長が生徒全員に横笛を習得させることを発案し、地元住民の指導を受けていることが新聞で報じられていました。三種町浜田地区では、日本海中部地震でまちの地域行事が中止され暗い雰囲気の中、地域を元気づけるため、獅子舞を発案。ここには獅子舞はなかったんですけれども、愛好会が結成され、当初約50世帯の巡行先が今では全世帯の半数を超える250世帯となり、会員も20人だったものから20代、60代の50人に増えました。地区の人たちが地区の消防団や祭りの実行委員会に加わる住民が多く、会の思いが復興から地域活性化へ変わったといいます。このように今や地域行事は、神事というよりは地域活性化の起爆剤になり得るものと思われまます。

にかほ市では地域行事の存続が困難になってきているという声を、あちらこちらで聞きます。その課題を受けて、今年の3月17日に第6回郷土史市民講座に講師として招かれた民俗芸能学会代表理事、成城大学大学院講師高山茂先生に、この問題を質問しました。地域の伝統行事がなくなっていく中、それをどうにかして維持していく、先進地のそういう考え、案を聞かせてくださいという質問だったんです。ところがこの問題は、全国的にも時代的にも大変難しい問題だということでした。そのときに伺ったのは、にかほ市はまだいい方だと。で、自分は、にかほ市はすばらしいそういう意味での文化財の保存とかそういう祭りが行われているところだと思うと、そういうことを述べられました。特に横岡地区、小滝地区においては、そういうものがすばらしいということでも高く評価されました。その地区がなぜそういうふうが続けてこられたかというひとつの先生の考えではありましたが、それは演じる人と、それから見る人が一体となって、そして演じる人がただ演じるだけじゃなくて、その残った住民が——地域の住民がほとんど見にくるっていうんですね。その中のつながりが大事なのだ。それが力になってるんだ。そういうことをおっしゃられました。あとは、その例としては——行事を続けていくための例としては、その地域から出ていってしまった人たちの子どもたち、孫たちを祭りの日に呼んで、それで祭りに参加させる、こういう地域もある。こういうところは頑張ってるところだと思うと、そういうふうにも例を挙げられて答えられました。とにかくこの問題はいろんなことを抱えていますので、一筋縄ではいかないと、大変難しい問題だというふうに言われました。にかほ市でも学校の統合があった後、若い親世代、子どもたちが町場へ出る、そういう人が増えています。地域の核となる伝統行事がなくなるということは、市全体の力を失うことにつながるのではないかと、とても危ぶまれます。

そこで伺います。

最初の質問です。市はこういった現状をどのように思われますか。

●副議長（佐々木正明君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、伊東温子議員の質問でございますが、各項目にわたって最初に教育長がお答えをいたします。

●副議長（佐々木正明君） 教育長。

【教育長（齋藤光正君）登壇】

●教育長（齋藤光正君） それでは、伊東温子議員の(1)の市は現状をどのように思われますかにつ

いてお答えいたします。

本市には、国指定重要無形民俗文化財の小滝のチョウクライロ舞をはじめ県指定の五つの番楽、そして市指定の金浦神楽など多くの伝承芸能があります。そのほかに獅子舞や初午なども各集落で行われております。近年、少子高齢化、人口減などで、本市だけではなく全国的にこれらの伝承芸能の継続が難しい状況にあります。そのために本市では、多くの方々から本市の伝承芸能を知っていただき、保存会や地域の方々の伝承意識を高めることを目的に、平成22年度から鳥海山伝承芸能祭を小滝金峰神社境内で開催し、今年度8回目を迎えることとなります。また、平成27年度から由利本荘市との共同事業で、国と県の補助を受けて鳥海山北麓の獅子舞番楽記録作成事業を実施しております。先ほど伊東議員がおっしゃられました高山先生は、この作成委員会の委員長であります。この事業は、国記録選択となっているにかほ市の五つの番楽と、それから由利本荘市の三つの番楽、合わせて八つの番楽の番楽の現状や用具等を調査して記録していくものであります。そして平成30年度までの4年間実施する予定であります。今回調査し記録した事項は来年度に報告書にまとめられまして、今後の継続していく上で大きな指針となるものだと思います。

専門の先生方が今各保存会を回りながら調査している際に、笛の後継者がいないとか、そしてまた保存会が高齢化して継続が、存続が難しいというふうな様々な問題の把握に努めております。そして数回行われる調査委員会でも、そのことが、その方策について今意見を交わしているところがあります。

いずれ伝承芸能の継承というのは、伊東議員が指摘されました三種町もそうですが、やはり保存会及びその地域がいかに関心を持って自分たちの伝承芸能を継続していくか、持続していくか、そういう強い意欲をもって取り組むことが私は第一であると考えております。でも市としては、鳥海山の伝承芸能祭を開催し、これも続けていきたいし、そしてまた先ほど言われた記録保存事業も継続していきたいと。そして市の民俗芸能は、ビデオなどの記録を撮りながらデジタル化していきたいと。そして各保存会がいっぱいありますが、その保存団体との連携も深めながら、市民全体の伝承芸能の継承の意識を高めていきたいというふうに思います。以上です。

●副議長（佐々木正明君） 13番伊東温子議員。

●13番（伊東温子君） 保存・記録、そういったことも大事だと思います。それから、何より続けていくためには、地域の住民のその熱い思い、そういうものが必要だということで教育長もおっしゃいましたけれども、今の私たちの地域でも、若いお母さんたち世代が——お母さんたち世代と呼ぶんですか、小中高校生をもつ親御さんの意識が余りこう、その上の今まで伝えてきたその年齢の方から見れば、そういうものに余り関心がない。これが非常にネックになっているように私は思われます。なかなか歴史・文化については、ある程度の年齢を経ないとなかなか地元のそういうものを理解したり、もう一回改めて見直したり、そういうことが困難な場合もあります。でも、やっぱりこれからのその伝統を受け継いでいくためには、その親御さんの下の子どもたちに——もう親御さんではもうその意識がちょっと薄れてますので難しく、その子ども世代に教えていくしかないとか、そういう思いがいつもします。そういったときに、やっぱりその親世代の意識を、いろんな意味でやっぱり地元の伝統とか文化とかそういうものが人間の核になっていくような、そういう大事なも

のだと思うんですね。そういうものを今の親世代にどういうふうに分かってもらう、そういう場が  
つくれるのか。そういうことについて、教育長に、今後どういうふうにしていけばそういうものを  
守っていけるのか、そういうことについてちょっとお伺いしたいと思います。

●副議長（佐々木正明君） 答弁、教育長。

●教育長（齋藤光正君） とても難しい質問であります。まず伝承芸能がまずこう廃れてきたと  
いうふうな原因としては、まず少子高齢化もあれば、または人口減少もあれば、そして今言ったよ  
うにまず関心がなくなってきたと。そして関心がなくなって、それからまた保存団体のやっぱり  
資金、資金当たりも、例えばいろんな獅子舞とかやっているとときに獅子が壊れたとき何とすればいい  
とか、服装が何とすれば、そういう資金難も原因があると思いますが、それから最も今大事に、大  
事にしても、危険、危険だっておかしいけれども、例えば一つの行事を、一つのことを一緒に同じ  
気持ちでやるというふうなことに、そういう意義を、まず意義とか意味をもたない人が、価値観の  
多様化でそういう人が増えてるということです。つまり町内で何か同じことをやるということは、  
それが何意味あるかと。だから町内にも入らない人も出てくるし、そして学校行事もそうだし、なん  
で学校で同じことをやる必要があるのかと、そういう価値観の多様化によってそういうものも出て  
くるし、そういう全体的に考えていったときに、どうしてもその伝承芸能に対しては、やっぱりス  
ポーツとか食のイベントについてはみんな参加しますね。ところがこの伝承芸能に関するイベント  
には、ほとんど参加しないと。これは国民文化祭のときもそうでした。やっぱりそういう意識っ  
ていうのは、やっぱり総合的に今みたいな原因があると思います。

関心がない若いそういうお母さん方に何として意識をもたせるかというのは、関心がないものに  
関心をもたせるということは、これはとても難しいことなんです。でも私思うんです。やっぱり  
わらび座の社長が言ってましたね。私は例えば平賀源内という一つの人物を演出する場合に、今の  
若い人方に昔の平賀源内、または石川理紀之助をそのままやっても受け付けないと、関心がないと。  
だからわらび座は、私たちは加工業者だと。つまり現代風の若者風が引きつけるようなものに加工  
して、私たちは提供してるというふうな話でした。それでこの間の川連の漆器のあの偉い、偉いっ  
て、それでいろんな賞もらった人も、今までの川連の漆器やってては全然通用しないと。やっぱり  
今風の若い人が興味関心用いるものに、それに変えていくというふうな話でした。つまり今までやっ  
てた伝承芸能を、やっぱりそのままの形式で若い人に、または子どもたちに受け入れられたってな  
かなか難しいとすれば、何らかの形で今風なものに少しずつ変えていく、そういう柔軟のやっぱり  
私たちの伝承芸能のあり方を考えていかなきゃいけないんじゃないか。だから現、現というか、そ  
の今までのそういうものでなくて、もっと今までの若い人方に関心もてるものに少しずつ変えて  
いく、変えてそして与えていく、そういう姿勢も私たちは必要じゃないかというふうに思いますが、  
なかなか難しい質問で、まず一度終わります。

●副議長（佐々木正明君） 13番伊東温子議員。

●13番（伊東温子君） 確かに教育長が言うとおりの大変難しいことだという、鳥海中学校でも横笛  
の練習を、生徒80人なんですけど全員でやってるんですね。私はこれはすばらしいことだと思いま  
す。ところが親世代、それから子どもたちの中には、とても不評だと。でも、やっていけば絶対に

好きになったり、うまくなったりすると非常に好きになる。で、そういうものに理解を得ることができたり、そういうものだと思います。何でも昔のものをそのままやれば、つまらないのは当たり前だと思います。だからといってそれを容易にアレンジしたりするのではなくて、それを体験していくことによって分かっていく。それは子どもたちを見てても思います。とても獅子舞とかやらせますと、子どもたちは最初はこうおっかなくて嫌って感じるんですけども、だんだんだんだんやっていくんですね、言われたとおりに。そして昔から伝わったとおりに伝えられて、それを何でここでこうなのかっていうことを聞きながらやっていくんですよ。そうするとね、本当に晴れの日でっていうんでしょうか主役になってやっていく、そういうこと、それこそ当市で足りないと言われる自己有用感とか自尊心が育つ、そういう土壌でもあるんですね。で、大きくなればその力がついてきて、大人の獅子を舞うようになる。全員が主役なんです。こういう機会は全く、余りないものだと思います。だから今風にするのもいいんでしょうけれども、やっぱり基本としてそういうものをこう伝えていく。意味のあることなので、そういうものを伝えて、最初は分からなくてもだんだん分かっていって、遠くに就職しても必ず帰ってきて獅子舞をやる、そういう人が出てくるんですね。もう体でこう経験するその郷土に対する思い、それを育てるのは最高の場だと思います。ちょっと長くなりました。

次の質問に。2番目です。総合発展計画では、貴重なものは指定文化財として保護・継承していきとありますが、今ある、または失われた地域行事のための支援の拡充は考えられませんか。

●副議長（佐々木正明君） 教育長。

【教育長（齋藤光正君）登壇】

●教育長（齋藤光正君） それでは、伊東温子議員の(2)地域行事のための支援の拡充についてお答えいたします。

民俗芸能を保護し継承していくためには、まず指定されていないものを指定文化財にする。それから、既に指定されているものはもう一つ上の指定を目指す、ということも方策の一つだと思います。指定することにより自分たちの芸能に誇りが生まれ、そして継承していこうとする意識を高めるほか、国や県、市などの指定に応じていろいろな方面で、それは金銭的なことやいろんな物質的とか、そういう補助が受けられるとなります。

先ほど申しました鳥海山北麓の獅子舞番楽記録作成事業というものも、県指定である、今、にかほ市の五つの番楽と由利本荘市の三つの番楽を、今、県指定から国指定にするための一つの目的にする実施している事業の一つであります。指定されていない民俗芸能を指定するには、専門の先生方からまず学術調査とか実態調査をしてもらって、指定にふさわしいかどうかを判断してもらっています。そしてまた、保存会が組織され、今後ずっと継承していく体制をつくってるかどうか。それも判断の指定になっております。現在市内で行われている民俗芸能については、調査等を行い、要件を満たしていけば指定文化財にし、支援していきたいというふうに考えております。ただ、失われたものについては、やはりその地域や、または関係者を中心になって復活を、それを復活に取り組んでいただきたいというふうに思います。その際に、聞き取り調査とか資料調査などについては専門の先生を派遣するなどして、できるだけ積極的な支援を行っていきたいというふうに思いま

す。以上です。

●副議長（佐々木正明君） 13番伊東温子議員。

●13番（伊東温子君） 伝承芸能と地域の伝統行事、これは違うと思うんです。伝承芸能というのは、確かにその地域の伝統行事の中で行われているものだと思います。それでそれを保護することが、必ずしもその地域で行われる伝統行事を継続したり、それから保護したり、支援したりするものではないと思うんですね。一つの方法ではあると思います。私が言いたいのは、文化財として保護されるもの、それを言うのではなくて、地域の中で行われる伝統行事、これを継続して、いかに継続していくかっていうことに対する支援はあるかどうかということについて聞きたいのです。確かに平成29年の予算書を見ますと、無形民俗文化財保存事業補助金となって54万円ほど、先ほど聞きましたところによると12団体に保存のための補助金が出てるということです。そうであれば、この補助金というものは、どういったものに使われているのかということもちょっとお聞きしたいと思います。保存のためにどういうものに使われているのかということについて、質問したいと思います。

●副議長（佐々木正明君） 教育長。

●教育長（齋藤光正君） その具体的なことについては、文化財保護課長の齋藤一樹が答えることになります。

●副議長（佐々木正明君） 文化財保護課長。

●文化財保護課長（齋藤一樹君） 今、無形民俗文化財の保存団体につきまして補助金でございますけれども、12芸能に4万5,000円払っているわけでございますけれども、この12芸能という話でございますけれども、その中には伝承芸能、民俗芸能ですね、それから年中行事とありまして、伝統行事にも当てはまるものはあるんですけれども、その年中行事というものは、才の神、上郷の小正月行事、それも含まれております。それから、七高神社の年占行事、そういう伝統行事をいうわけでございますけれども、いずれも国、県、市、無形民俗文化財に指定されているものに補助しているものでございます。貴重なものを保存していただいている、継承していただいているというその運営のための補助ということでございます。以上です。

●副議長（佐々木正明君） 13番伊東温子議員。

●13番（伊東温子君） 運営のための補助金ということですが、具体的に言うとどのようなものがあるのか。どのようなものに使われているのか。ちょっと具体的に教えていただければ。

●副議長（佐々木正明君） 文化財保護課長。

●文化財保護課長（齋藤一樹君） 例えばその芸能、あるいは行事を行うに当たりまして、例えば子どもたちの謝礼だとか、それから用具、消耗品、そういうものを揃えたりですね、その運営のためのものであれば規制するものではないです。以上です。

●副議長（佐々木正明君） 13番伊東温子議員。

●13番（伊東温子君） このことについてですが、指定されてなければ、市の方に一度伺ったことがあるんですけれども、例えば子ども獅子舞に袴とか、それから洗濯代ですね、着物の洗濯代、そういうものを少しでも何て言うんでしょう、補助がもらえたらと思って、社会教育課の方に

まいりましていろいろ調べてもらったんですけど、指定されてなければ補助金はありませんでした。私が言いたいのは、そういうふう指定することによってそういうものを支援できるところを増やしていきたいという気持ちは分かるんですけども、そうでなく、指定されてなくてもその地域の祭りとか伝統行事としてやっぱり地域の核になってるものがあると思うんですね。そういうものに対する市からの支援とか——お金の面だけでなくもいいんですけど、支援とかそういうものは考えられるかどうかという質問です。

●副議長（佐々木正明君） 文化財保護課長。

●文化財保護課長（齋藤一樹君） 文化財にするということは、結局その伝統行事、それから伝承芸能が、この地域にとって非常に貴重なものである、そういうことを認識することでございます。それを応援するための補助金でございます。それが認識された上で、指定になっていくとそれが認識されたことでありますので、そのために補助をするわけでございます。そのほかにですね県の方で民俗文化財活性化事業というのがございまして、これも指定文化財が対象になっているわけでございますけれども、例えば用具修理だとか、そういう衣装の新調だとかですね、後継者育成のための補助があるわけでございますけれども、これも県の文化財に対しましては県の方で2分の1補助いたしまして、上限が30万円となっております。そのほかに市の指定の場合は6分の1の補助でありまして、10万円が県の方で補助するということになっております。いずれも指定になっていないと、やはりその貴重な行事である、そういうことを認識されてないとうまくないということ。それから、保存会がしっかりしていないと補助することがなかなか難しいということもありまして、対象が指定文化財になっているわけでございます。そのほかの地域の例えば指定文化財になっていないそういう行事につきましては、やはり文化財的な補助はやっぱり無理でありまして、それは地域活性化とか何かの方であるのかちょっと分かりませんが、文化財の関係について地域に残ってる指定になってないものについての補助金は、ちょっとそういうことの制度は今のところないです。

●副議長（佐々木正明君） 13番伊東温子議員。

●13番（伊東温子君） やっぱり文化財に認定されなければならないということと、やっぱり地域の祭りとかそういうものに対してはないということ。それでは、そういうないということなのですけれども、これから創設されることを願いながら次の質問に移ります。

保存団体の連携や小学校の郷土芸能クラブの取り組みの概要を伺います。

●副議長（佐々木正明君） 教育長。

【教育長（齋藤光正君）登壇】

●教育長（齋藤光正君） それでは、(3)の保存団体の連携や小学校の郷土芸能クラブの取り組みについてお答えいたします。

初めに、保存団体の連携についてですが、市内の伝承芸能保存団体の交流を通して各芸能の振興を図るとともに、連携して後継者育成に取り組むことを目的に、昨年度から伝承芸能保存団体連絡協議会の設立について保存団体と協議しており、今年度の7月に正式に発足する予定であります。伝承芸能保存団体連絡協議会の主な事業として、一つは、協議会を定期的に開催し情報交換を行う。それから、伝承芸能祭のこれを続けていく。それから、保存会同士の笛や舞の交流を重ね、お互い

にそれを学び合う。先ほど笛の奏者がいなくなったというふうなことになるれば、例えば金浦神楽さんの方では、今、笛がとてもやってる。その笛の練習、交流をしながら笛の吹き方をまず学んでいくとか、そうやってお互いに学び合うと。それから、市内の小中学校、仁賀保高校への伝承芸能の啓発や普及などを予定しております。加盟する保存団体は、今、伝承芸能祭に参加している五つの保存会——小滝、横岡、冬師、釜ヶ台、伊勢居地、この五つの保存会、そして金峰神楽、それから大日堂子ども獅子舞、そして大森の歌舞伎などの八つの団体であります。今後は必要に応じまして、ほかの保存会も加盟していただく予定であります。

次に、小学校の郷土芸能クラブの取り組みの概要ですが、現在市内の小中学校で郷土芸能クラブを実施している学校はありません。ただ、上郷小学校5年生が総合的な学習の時間に初午を今取り組んでおります。そして金浦中学校でも、総合的な学習の時間に金峰神社の祭典に取り組んでおります。そして金浦小学校では、2年前から金浦神楽保存会の協力を得まして、学習発表会で演技を披露しております。同時に保存会に入るように、お互いに呼びかけているというふうなことです。それから、今年度は県の民俗文化財後継者育成事業を活用しております。院内小学校で釜ヶ台番楽を鑑賞する機会を計画しております。今の16日に釜ヶ台番楽が院内小学校で披露することになります。

この事業は、民俗芸能を小中学校に公開するとともに、その果たす役割や地域にとっての意義について解説することにより、民俗芸能を伝承しようとする意識を盛り上げ、後継者を育成するものであります。教育委員会としては、今後ともこの7月に設立予定の伝承芸能保存団体連絡協議会と連携を図りながら、そしてまた、今年度から各小中学校で実施されているにかほ地域学、これを具体的に進めていく、そういうことをしながら小中学生または高校生に地元の伝承芸能を披露する機会を設けながら、興味や関心を高めていきたいと思っております。さらに、やはり例えば同じ地区に、違う地区の人でも、子どもでも、自分でやってみたいというそういう児童生徒がいるはずです。そういう児童生徒、高校生を募りながら、放課後の子ども教室の一環として郷土芸能教室を開催し、その舞とか太鼓とか笛などをその連絡協議会の保存会の方々から教えていただくような、そういう体制もつくっていききたいなというふうに考えています。そしてそこで学んだことを、秋の伝承芸能祭などのときにまた披露してもらおうというふうな計画を今立てているところです。以上です。

●副議長（佐々木正明君） 13番伊東温子議員。

●13番（伊東温子君） 何かクラブの方はまだ立ち上がっていないって聞きましたので、だんだん遅くなると後継者がいなくなって危機感があるなと思っておりましたら、いろいろな取り組みがあるということ、今分かりました。

その中でですね、クラブ的なものなのか、それとも学校で取り組んでるのか、そういうところをちょっと先ほど伺ったような気がしますけども少しはっきりしませんので、学校としてやろうとしていることなのか、教科的っていうか学校の授業の中での取り組みっていうか、特別な時間の取り組みなのか、それともクラブ的な、全く、まあどちらかといえば社会教育に当たる部分の取り組みなのか、ちょっとその辺のところは区別がつかないのでちょっと伺いたいと思っております。

●副議長（佐々木正明君） 教育長。

●教育長（齋藤光正君） 学校には時間割がありまして、その時間割はまず各教科の時間割が設定

されています。そして道徳の時間もあるし、特別活動の時間もあるし、そして1時間のクラブ活動があります。そのほかに総合的な時間もあります。そして、先ほどクラブ活動がないといったのは、その週の時間、週に位置づけられているクラブ活動の中にはないということです。そして、金浦中とか上郷とか、それから金浦小は、総合的な時間の中でそこで行われている。普通のクラブの、教育課程の中にあるクラブというのは、やはり子どもたちがやりたいと、興味関心でやりたい、将棋やりたい、野球やりたい、囲碁やりたい、そういうことを中心にやっていますから、もしその中に芸能関係もやりたいとなればしますが、子どもたちからそういうものが出てこない。となれば、クラブ活動の中には入れない。でも学校として、今、コミュニティ・スクールやっていますから、やはりこの地域には今、にかほ地域学やっていますね。その中に伝統芸能とか出てくる。その時間は学校としてまず取り入れてやりたい。それは時間がないんです。時間ないためにどこでやるかという、総合的な時間なんです。でもその総合的な時間というのは、3・4年生は70こま、そして5・6年生は105こまなんです。ところが今、英語が出てきます。英語が出てきて、3・4年生が英語活動に、その中から15こま取られます。70の中から15こま取られるんです。そして残りの時間に、今までやったふるさと学習とか環境学習とかそういうものが削られてきます。それに今、小学校、中学校で必要な、芸能関係が必要だといってそれをやれってというのは、今の現実としては学校は無理なんです。無理だけども、地域学の中にそういう伝統芸能を入れながら、総合的な時間の少ない時間に今取り入れて、各小学校、中学校とも頑張っているんです。それから、5・6年生は英語が今度2時間になる。2こまになる。今、35こまやっています。外国語活動。その中にまた15で、そして50こま。105の中から50こまが英語の時間に今度取られてしまうと。今までやった、ふるさととかそういう伝統芸能とかのが、もう削られていく。そういう状態の中にやはりまたこういうものを入れてくださいというふうなことは酷だと。今は現場の先生も精いっぱいやっている。そして地域学の中にそれを入れながら、総合的な時間も入れて、各地区のそういう伝統芸能も入れながら、ジオ学も入れながら頑張っている。だから先ほど言ったように、社会教育の一環として芸能教室とか、また芸能クラブをつくりながら、また市全体として、またはそういう保存会、芸能関係の方が中心になって、そういう人方を育てていく。別の枠の社会的な生涯学習的なそういう教室をつくりながら育てていくというふうなことも、これから必要でないかと思います。だから決して学校の現場で今やっている、この失われていく伝承芸能とか地域の行事を無視してはではなくて、精いっぱいやって、そしてそれを取り入れている。そういう現状を何とか分かっていたいただきたいなというふうに思います。

●副議長（佐々木正明君） 13番伊東温子議員。

●13番（伊東温子君） 学校も英語の方に力を注がなければいけない時代になって、大変なことだと思います。その中でもやっぱりジオ学、大事にして、みんなが触れられる、そういう機会ができることを望んでいます。

最後です。4番目。スポ少や学校行事との調整は考えていますか。これは、せっかく習得してても部活動、そういうものとぶつかるとなかなか本番に来られないということが多々あります。それでお聞きします。

●副議長（佐々木正明君） 教育長。

【教育長（齋藤光正君）登壇】

●教育長（齋藤光正君） それでは、スポ少と学校行事等の調整についてお答えいたします。

まず学校行事との調整ですが、これは今、全ての小学校6校がコミュニティ・スクールになりましたので、そのコミュニティ・スクールの学校運営協議会の一員として地元の自治会とか、または自治会を通しながら各そういう伝承芸能とか地域行事とかそういうのにかかわる人が出てきますから、その人方がお互いに声を出し合いながら、そして調整することが今可能になっていますから、なるべくその学校運営協議会、つまりコミュニティ・スクールを活用していただくというふうなことができます。

ただ、スポーツ少年団の活動の調整については、それぞれの団の考え方にゆだねられていますから、にかほ市スポーツ少年団の活動基準ののっとり活動を促すということしか、市教委としては今はできません。最近、小滝のチョウクライロ舞が、スポ少との関係により6月の第2土曜日から5月の第1週土曜日になりました。また、鳥海山芸能祭も9月の第2土曜日に行われましたが、過去2年間、スポ少の関係で、このチョウクライロ舞が出演することができなかったんです。そのために今回、団の代表者と相談しながら、今年からは9月の第1日曜日に変えて実施することになりました。このようにスポ少の関係により各地域の行事も変更せざるを得ないという状況にありますが、スポ少とうまく調整を図りながら、地元の伝承芸能を継続していくことが大事ではないかというふうに思います。ただ、やっぱりスポ少のあり方についても、やはり仮称ですがスポ少のあり方の検討委員会とか、または中学校の部活のあり方の検討委員会とかそういうものを設けながら、やはり各団体、それからスポ少、課外、そして市教委、そういうふうな関係者を通しながらその検討を重ねていくことも大事だと思います。

そして昨年度も、議員の小砂川の獅子舞ですか、あれがにかほとでやりましたな、9月16日に。あのときは関係者も、今日スポ少の大会も重なりましてほとんどの子がそっちの方に行きまして、今日はほんの少しの人数の子どもたちが演出しますというふうな話でした。その後に小滝のあそこの芸能祭をやりましたときも、そのときも出てくれました。そして釜ヶ台の名前言ってすみませんが加藤照美議員の孫たちが、3人たちがやってくれました。我がふるさとの横岡の子どもたちも、3人たちをやってくれました。今までは完璧な芸能祭をやったんだけど、あのときにああいう子どもたちが演技することによって、まず涙を流しながら、加藤照美議員は本当に涙流しながら見ました。それを見た私も涙を流してしまいました。そしておばあちゃんも来る。おじいちゃんも来る。そしてその子供の同級生も来る。お母さん方も来る。やはり子どもたちのやっぱりそういう芸能祭にいっぱい参加させて、いいとか悪いとか別として、やっぱり子どものうちから参加させる、そういう地域のやはり熱意と活力とか勢いというものがやはりそこに感じてくるので、お互いに頑張っていきませんか。お願いしたいと思います。

●副議長（佐々木正明君） 13番伊東温子議員。

●13番（伊東温子君） 先ほども言ったように、残念ながら中間の若い世代がちょっと地元の文化、そういうものに意識が薄いのではないかという話をしましたが、そこを補うべく、子どもたちがジ

才学とかそういうものを利用して地域の文化に触れていく。それによって、先ほどもおっしゃったように、おじいちゃん、おばあちゃんも見にくる。で、親御さんもやっぱり子どもたちのその晴れの舞台を見にくる。そういうふうなことを通しながら、これがやっぱり大事なこれからの継承の道なんじゃないかと思えます。いろいろまちとしては、いろんな意味でやっぱりこういう地域の伝統芸能とか伝統行事を絶やさないようなその工面をしていただくことを願いながら、一般質問を終わります。

●副議長（佐々木正明君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 人口の減少、少子化ということで、伝承芸能、伝統行事、これがなかなかやっていくのが難しい時代になってますが、やはり考え方も変えていかなければならないと思えます、私は。ですから、その集落が集落で完結するんじゃなくて、いろんなそういう伝統芸能をやっているところと交流して、今回の場合は私たちの方へ来てください、あるいは今回は私の方へ来てくださいという交流をやりながらやることによって、若い世代のお母さん方もやはり意識が変わってくるんじゃないかなと。そういういいところを見ればですね。ですから、やっぱり一番戦力になるのは若いお母さん方です。お母さん方が動けば男性も動いていくし、子どもたちも動いていくからですね。そういう交流のあり方もこれから必要になってくるんじゃないかなと、そのように思います。

●副議長（佐々木正明君） これで13番伊東温子議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。御苦労さんでした。

午後3時04分 散 会

---